

福井市下水道管路施設
包括的維持管理業務委託

仕様書

令和8年8月3日

福井市上下水道局

<目次>

第1章	総則	1
1.1.	適用範囲・業務概要	1
1.2.	履行期間	1
1.3.	用語の定義	1
1.4.	中立性の堅持	3
1.5.	公益確保の義務	3
1.6.	法令等の遵守	3
1.7.	不誠実な行為等の禁止	4
1.8.	協力義務	4
1.9.	提出書類	4
1.10.	業務実施体制	5
1.11.	再委託先の届出	5
1.12.	証明書の交付	6
1.13.	官公署等への手続き	6
1.14.	工程管理	6
1.15.	打合せ等	6
1.16.	費用の負担	7
1.17.	地元関係者等との交渉等	7
1.18.	土地への立入り等	7
1.19.	現地の境界等	8
1.20.	秘密の保持等	8
1.21.	損害賠償及び補償	8
1.22.	業務事務所等	9
1.23.	貸与資料	9
1.24.	資機材の準備	9
1.25.	参考図書	9
第2章	安全管理	10
2.1.	一般事項	10
2.2.	安全教育	10
2.3.	労働災害防止	10
2.4.	公衆災害防止	11
2.5.	局地的な大雨等による安全管理	12
2.6.	道路使用許可、道路一時使用届及び道路占用許可	13
2.7.	警察等関係機関との協議	14

2.8.	地下埋設物件の事故防止.....	14
2.9.	保険	14
2.10.	その他.....	15
第3章	業務仕様書.....	16
3.1.	共通	16
3.2.	一般事項及び作業方法	16
3.3.	全体業務計画書.....	18
3.4.	年次計画書.....	19
3.5.	月次計画書.....	20
3.6.	モニタリング	20
3.7.	年次報告書.....	20
3.8.	月次報告書.....	20
3.9.	業務完了報告書.....	21
3.10.	テクリスへの登録	21
3.11.	コリンズへの登録	21
第4章	維持管理業務の仕様.....	23
4.1.	統括管理業務	23
4.2.	計画的維持管理業務.....	27
4.3.	日常的維持管理業務.....	34
第5章	その他.....	45
5.1.	業務の引継ぎ	45
5.2.	廃棄物管理.....	46
5.3.	その他.....	46

<別紙>

【別紙１】	遵守法令等	４ ７
【別紙２】	全体の提出書類	４ ８
【別紙３】	共通の提出書類（各業務提出）	５ ０
【別紙４】	統括管理業務の提出書類	５ １
【別紙５】	計画的維持管理業務の提出書類	５ ２
【別紙６】	日常的維持管理業務の提出書類	５ ３
【別紙７】	各業務の再委託可否	５ ４
【別紙８】	準備資機材	５ ５
【別紙９】	参考図書	５ ６
【別紙１０】	安全対策	５ ８
【別紙１１】	本管調査様式	５ ９
【別紙１１－２】	陸上調査工	５ ９
【別紙１１－２】	本管調査工	６ ０
【別紙１２】	人孔調査様式	６ ６
【別紙１３】	管路診断業務の判定基準	６ ９
【別紙１４】	写真撮影箇所及び要領	７ ５
【別紙１５】	住民対応業務 月間一覧表	７ ８
【別紙１６】	各苦情等対応内容報告書（位置図、写真添付）	７ ９
【別紙１７】	月間作業一覧表	８ ０
【別紙１８】	各工事概要説明書	８ １
【別紙１９】	各工事報告書	８ ２
【別紙２０】	巡視記録表	８ ３

<別図>

- 【別図１】 委託対象位置図
- 【別図２－１】 本管ＴＶカメラ調査業務（管径８００mm未満）位置図（令和９年）
- 【別図２－２】 本管ＴＶカメラ調査業務（管径８００mm未満）位置図（令和１０年度）
- 【別図２－３】 本管潜行目視調査業務（管径８００mm以上）位置図（令和９年度）
- 【別図２－４】 本管潜行目視調査業務（管径８００mm以上）位置図（令和１０年度）
- 【別図２－５】 人孔目視調査業務 位置図（令和９年度）
- 【別図２－６】 人孔目視調査業務 位置図（令和１０年度）
- 【別図２－７】 人孔目視調査業務（腐食環境下）位置図（令和９年度）
- 【別図２－８】 人孔目視調査業務（腐食環境下）位置図（令和１０年度）
- 【別図３－１】 管路診断業務 位置図（令和９年度）
- 【別図３－２】 管路診断業務 位置図（令和１０年度）
- 【別図４－１】 改築詳細設計業務 位置図（候補路線）（令和９年度）
- 【別図４－２】 改築詳細設計業務 位置図（候補路線）（令和１０年度）
- 【別図５】 人孔鉄蓋更新工 位置図
- 【別図６】 水防施設日常点検業務 位置図
- 【別図７】 貯留施設等調査業務 位置図
- 【別図８－１】 巡視工 位置図（令和９年度）
- 【別図８－２】 巡視工 位置図（令和１０年度）
- 【別図９】 清掃工 位置図
- 【別図１０】 除草作業工 位置図

第1章 総則

福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託（以下、「本業務」という）は、福井市上下水道局（以下、「本市」という）が所管する下水道管路施設及び貯留施設の維持管理業務を一括して委託することで、受注者の有するノウハウ及び創意工夫等を活用し、下水道管路施設の機能を適切に維持するとともに、業務の効率化及び品質の向上を図ることを目的とする。

1.1. 適用範囲・業務概要

- 1) 本仕様書は、本市が発注する本業務に適用する。受注者は、本仕様書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。
- 2) 本業務の履行にあたっての一般的事項は、福井市土木工事共通仕様書（令和8年7月）及び福井市土木設計業務等共通仕様書（令和7年7月）に準拠する。
- 3) 対象となる業務委託場所は、福井市公共下水道事業整備区域（単独公共下水道・流域関連公共下水道・特定環境保全公共下水道）であり、管きょ、人孔、取付管、汚水ます、これらに付帯する下水道管路施設及び貯留施設並びに管理地（以降、下水道管路施設等という）を対象とする。
- 4) 受注者は、本業務の履行状況を自ら確認（以下「セルフモニタリング」という。）し、これを確実に実施しなければならない。
- 5) 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市と受注者との協議により決定する。
- 6) 本業務は、「ウィークリースタンス実施要領」に基づく対象業務とする。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき行うこと。なお、緊急時においてはこの限りではなく、受発注者が協力して臨機の対応を行うものとする。

1.2. 履行期間

本業務における期間の定めについては次のとおりとする。

- 1) 業務準備期間 基本協定締結日から令和9年3月31日まで
- 2) 業務履行期間 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2年間）
- 3) 業務引継期間 令和11年1月15日から令和11年3月31日まで

1.3. 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。なお、その他の用語については、発注者と受注者が協議により定めるものとする。

- 1) 「本施設」とは、本仕様書において定められた本業務の対象施設及び本業務に係る協定又は契約を締結した後、受発注者間での協議により本業務の対象として追加さ

れた施設をいう。

- 2) 「本契約」とは、本業務に関する統括管理業務委託契約、計画的維持管理業務委託契約及び日常的維持管理業務委託契約の総称又はいずれかをいう。
- 3) 「各業務」とは、本仕様書で示されている業務の区分となる統括管理業務、計画的維持管理業務及び日常的維持管理業務に関するそれぞれの業務又は作業等をいう。
- 4) 「発注者」とは、福井市財務会計規則（昭和39年5月15日規則第11号。（以下「財務会計規則」という。）第2条第10号で規定された者をいう。
- 5) 「受注者」とは、本業務の履行に関し、発注者と業務契約を締結した者をいう。
- 6) 「監督職員」とは、契約図書に基づき、発注者の立場で受注者に対して指示、承諾、協議を行う者のことをいう。
- 7) 「検査職員」とは、各業務の完成検査、完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、検査を行う者をいう。
- 8) 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、本業務の履行上必要な事項について書面をもって示し実施させることをいう。
- 9) 「承諾」とは、本業務の履行上必要な事項について、受注者の発議により、受注者が監督職員に報告し、監督職員が同意することをいう。
- 10) 「協議」とは、監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 11) 「提出」とは、監督職員が受注者に対し又は受注者が監督職員に対し、本業務に係る書面又はその他の資料等（電磁的記録等を含む。）を説明し、差し出すことをいう。
- 12) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、本業務の状況又は結果について書面等（電磁的記録等を含む。）により説明し、知らせることをいう。
- 13) 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、本業務に関し伝達すべき事項について、口頭、電子メール、ファクシミリなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- 14) 「補修」とは、老朽化した下水道管路施設等又は損傷した下水道管路施設等を対象とし、当該下水道管路施設等の所定の耐用年数内において機能を維持させるために行われるものをいう。
- 15) 「修繕」とは、老朽化した下水道管路施設等又は損傷した下水道管路施設等を対象として、当該下水道管路施設等の一部の再建設又は取替えを行うことをいう。
- 16) 「改築」とは、老朽化した下水道管路施設等又は損傷した下水道管路施設等を対象として、当該下水道管路施設等の全部又は一部の再建設又は取替えを行うことをいう。
- 17) 「統括責任者」とは、一元管理（各業務の進捗状況の把握等）・発注者との調整（定期的な協議や報告等）・不具合対応（緊急時における現場指揮及び対応指示等）・品質・安全管理（全体の作業工程や安全基準等）の業務遂行・マネジメントを行う者をいう。

- 18) 「副統括責任者」とは、統括責任者を補佐し、統括責任者が不在の際の業務執行を含めて、全ての作業の代行を行う者をいう。
- 19) 「管理技術者」とは、計画的維持管理業務における技術的な統括者をさし、成果品（報告書、図面データ等）の品質管理、工期内の完了、コスト管理を行う者をいう。
- 20) 「照査技術者」とは、計画的維持管理業務において管理技術者とは別で成果品や業務報告の内容が発注者の仕様に適合しているかについて客観的確認を行う者をいう。
- 21) 「主任技術者」とは、計画的時管理業務及び日常的維持管理業務において作業計画書に基づき、実際の作業員が適切に業務を遂行しているかを監督する者をいう。
- 22) 「現場代理人」とは、計画的時管理業務及び日常的維持管理業務において現場作業における施工上の責任者であり、現場の安全管理、地域住民対応等の責任を担っている者をいう。
- 23) 「専門技術者」とは、計画的時管理業務及び日常的維持管理業務において技術的課題に対し、専門的な判断や検討を行う技術者の者をいう。

1.4. 中立性の堅持

受注者は、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。

1.5. 公益確保の義務

受注者は、本業務の履行に当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.6. 法令等の遵守

- 1) 受注者は、本業務を履行するに当たり【別紙1】(遵守法令等)に掲げる法令のほか、関係する法律、条例、規則その他関連法令等を遵守しなければならない。また、その遵守のために必要な措置を講じること。
- 2) 受注者は、本業務上の調査又は清掃若しくは工事等の実施（以下「作業」という。）の内容が前一号の諸法令等に照らし、不適當又は矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に報告し確認を求めること。
- 3) 受注者が本業務に従事させる者及び協力者（以下「従事者」という。）に対する関係諸法令の運用、適用は、受注者の責任と負担において行わなければならない。なお、建設業退職金共済制度又はそれに変わる退職金制度及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

1.12. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付については、受注者の申請によるものとする。

1.13. 官公署等への手続き

- 1) 受注者は、本業務の履行期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2) 受注者は、本業務の実施に当たり、受注者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等を受注者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ちその内容を事前に監督職員に報告し承諾を得なければならない。
- 3) 受注者は、関係官公署等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

1.14. 工程管理

- 1) 受注者は、あらかじめ提出した全体業務計画書、年次計画書、月次計画書及び施工計画書等（これらを総称して、以下「計画書」という）に従い、適正な工程管理を行わなければならない。
- 2) 本業務の計画と実績に差異が生じた場合は、監督職員へ報告し、必要な措置を講じて、業務の円滑な進捗を図らなければならない。また、この場合においては、すみやかに計画書を変更し提出しなければならない。
- 3) 受注者は、夜間又は休日等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容及び作業時間について書面にて報告し、作業実施日の2日前までに監督職員の承諾を得ること。ただし、緊急に作業を実施する必要がある場合は、この限りでない。

1.15. 打合せ等

- 1) 受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、監督職員と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せを行うものとし、その内容については、その都度、工事（業務）打合せ記録簿を作成し、監督職員へ提出し相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて工事（業務）打合せ記録簿を作成するものとする。
- 2) 業務の履行に関し、監督職員と受注者との間の日常的な報告又は打合せが必要となる場合は、原則として統括責任者を通じて行うこと。なお、監督職員と統括責任者との間で報告又は打合せを行う場合においては、事前に同席の可否を確認したうえ

で、監督職員の理解を援助する者の同席を認める。

- 3) 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

1.16. 費用の負担

- 1) 本契約締結及び受注者が行う業務の履行に係る検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。
- 2) 履行期間中の業務事務所の設置及び運営に係る一切の費用は受注者が負担するものとする。

1.17. 地元関係者等との交渉等

- 1) 受注者は、作業着手にあたり、3週間前までには作業場所周辺の自治会長へチラシにより業務内容を説明し、道路使用許可等に必要な通行止めの同意書を得ること。また、1週間前までには作業場所周辺の自治会長など地元関係者等にお知らせチラシ等を配布し、業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。自治会長の連絡先等については監督職員に確認を取ること。また、特に夜間作業を実施する場合は、従事者の不必要な大声の禁止、建設機械の騒音の低減等に努めなければならない。
- 2) 受注者は、地域住民等から苦情、要望等があったときは、遅滞なく監督職員にその内容を連絡し、対応等について指示を受けるとともに、誠意を持って対応し、その結果を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 3) 受注者は、いかなる理由があっても、地域住民等から報酬又は手数料等（宅地内排水設備の点検や清掃を行い、一方的に代金を請求する行為を含む。）を受け取ってはならない。なお、再委託先等についても、当該の行為について十分指導監督すること。
- 4) 再委託先及び従事者等が前号の行為、若しくはこれに類する行為を行ったときは、受注者がその責任を負うこと。

1.18. 土地への立入り等

- 1) 受注者は、屋外で行う工事及び業務を実施するため国有地又は公有地に立入る場合は、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち、同意を得たうえで、工事及び業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けな

ればならない。

- 2) 受注者は、工事及び業務の実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3) 受注者は、工事及び業務の実施のため、やむを得ず私有地へ立ち入る場合は、必ず所有者に作業内容を説明し、承認を得るものとする。事前調査や作業等の休憩時などにおいてもみだりに私有地に立ち入ってはならない。
- 4) 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書等に示すほかは発注者と協議により定めるものとする。

1.19. 現地の境界等

- 1) 業務実施場所に境界鉋又は杭等があり施工上やむを得ず一時的に撤去する場合、撤去前に受注者が再委託した土地家屋調査士等資格を有する者と関係者において立会し位置等の現況確認を行い、図面等必要な書類を作成し、関係者の承諾を得た後に着手し、施工後に復旧し確認を受けること。
- 2) 前号のほか、掘削等に伴い影響が生じるおそれがある場合は、監督職員や関係者の立会のもと現況写真及び位置等がわかる写真等を撮影するとともに、控え杭の設置等の必要な措置を講じること。
- 3) 立会時には、日付を明記した黒板等をいれて写真を撮影すること。
- 4) 上記事項を怠った場合、受注者の責任において対応すること。

1.20. 秘密の保持等

- 1) 受注者は、本業務の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- 2) 本業務の実施により得られた資料及び成果の所有は、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承諾なくこれらを公表してはならない。

1.21. 損害賠償及び補償

- 1) 受注者は、本施設に損害を与えたときは、直ちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状回復しなければならない。この場合において、原状回復に要する費用は受注者の負担とする。
- 2) 受注者は、本業務の実施に当たり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を及ぼしたときは、当該第三者に対してその損害を賠償しなければならない。

1.2.2. 業務事務所等

受注者は、本業務において、監督職員及び住民等の要請があった場合、その対象場所に概ね1時間以内（夜間及び休日は2時間以内）に到着できる場所に業務事務所を構えること。なお、業務事務所の設置に当たっては、労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則等を遵守すること。

1.2.3. 貸与資料

- 1) 監督職員は、各種計画及び過去に行った調査等の成果品を本業務の実施において必要となる都度、受注者に貸与する。
- 2) 受注者は、前号の貸与を受けようとする場合において、監督職員が求めるときは、事前に受領書等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。また、貸与できる期間や条件については、その都度協議により決定する。
- 3) 受注者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4) 受注者は、本業務の履行期間が満了した場合又は本件契約が解除された場合若しくはその他発注者が必要と認める場合には、直ちに貸与資料を発注者に返還しなければならない。また、履行期間中に無断で貸与資料を本業務の実施以外の目的で使用等してはならない。
- 5) 受注者は、故意又は過失により、貸与資料が滅失若しくは毀損し、その返還が不可能となったときは、発注者の指定する期間内に代品を納めるか、あるいは原状に復して返還し、損害を賠償しなければならない。

1.2.4. 資機材の準備

- 1) 本業務の履行に必要な資機材は、受注者の責任と負担において準備し、常に点検し、適正に管理しなければならない。
- 2) 車両の配備及びその他受注者が準備すべき資機材は、【別紙8】（準備資機材）を標準とし、現場条件を踏まえて迅速な対応がとれるよう準備すること。

1.2.5. 参考図書

- 1) 本業務の履行において参考とする図書は【別紙9】（参考図書）に記載された最新版図書とする。
- 2) 前号以外の図書を準拠する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けなければならない。

第2章 安全管理

供用されている下水道管路施設の清掃、調査、補修等の維持管理業務において、施設内で作業を行う場合には、以下に示す各危険性の認識と安全対策が不可欠である。各事項における作業の危険性を認識した上で、適切な安全管理を行い、業務を行うこと。

2.1. 一般事項

- 1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号）等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- 2) 本業務上の作業に当たっては、気象情報及び天気予報に十分注意を払い、局地的大雨等に関する気象防災速報等が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。また、大雨や地震等の災害が発生した場合は、直ちに対応できるような対策及び体制を講じておくこと。
- 3) 事故防止を図るための安全管理については、全体業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。
- 4) 受注者が監督職員の指示に反して作業を継続した場合や監督職員が危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- 5) 本業務は、第二種酸素欠乏危険作業となるため【別紙10】（安全対策）に示す酸素欠乏症等防止規則に基づき作業を行うこと。

2.2. 安全教育

- 1) 受注者は、本業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、従事者の安全意識の向上を図ること。
- 2) 受注者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

2.3. 労働災害防止

- 1) 受注者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、作業に従事する者の安全を図ること。
- 2) 孔内又は管きょ内などに出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、下水道管路管理マニュアル-2023-に基づき作業計画を作成し、作業時には必ず常駐するものとし、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止

に必要な措置を講じること。なお、酸素及び硫化水素等の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- 3) 孔内又は管きょ内での作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及び関係機関に緊急連絡を行い、指示があった場合は、その指示により、適切な措置を講ずること。
- 4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者にて行うこと。
- 5) 孔内又は管きょ内に立ち入って作業を行う場合は、必ず空気呼吸器・酸素呼吸器、送気マスク又は避難用小型酸素呼吸器を常備すること。
- 6) 孔内又は管きょ内に立ち入って作業を行う場合は、必ず安全帯又は命綱等を装着すること。

2.4. 公衆災害防止

- 1) 受注者は、作業中は、常時、作業場所周辺の居住者等関係者及び通行人の安全、交通及び排水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- 2) 受注者は、作業場所周辺には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- 3) 受注者は、規制区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導を行うこと。なお、作業区域内に視覚障がい者用誘導ブロックが敷設されている道路にて作業を行う場合は、必ず仮設の視覚障がい者用誘導ブロックを設置すること。
- 4) 交通誘導警備に当たっては、福井県公安委員会が認定する路線で交通誘導警備業務を行う場合、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務の検定合格者（1級又は2級）を1名以上配置するものとし、作業員との兼務は認めない。
- 5) 原則として、交通誘導警備員の配置は、通行止めの場合及び片側交互通行の場合は2名、幅員減少の場合は1名とする。なお、通学路又は利用者の多い施設付近においては、必要に応じて追加で配置すること。
- 6) 道路上において作業を行う場合使用する看板については、路上工事看板設置関連通達に基づくものを使用すること。
- 7) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- 8) 作業実施中は、人孔蓋等をみだりに開放しないこととし、人孔蓋等を開放した場合は近くに作業員を配置し、一般交通及び歩行者に危険を及ぼさないよう必要な措置を講じること。

2.5. 局地的な大雨等による安全管理

- 1) 受注者は、局地的な大雨等による急激な増水による危険性を把握し、現場特性や工事及び業務等の内容を踏まえ、中止・再開を判断に必要な基準は、下水道管きょ内工事等安全対策の手引き（案）【国土交通省】（局地的な大雨に対する下水道管きょ内工事等安全対策検討委員会 平成20年10月）」を参考に、人命優先の考え方にたって定めること。また、管きょ内の増水に備えた安全器具等を、現場特性に応じて設置すること。
- 2) 受注者は、本業務上の作業を行う日には、作業の開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、作業場所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底すること。また、安全器具の設置等も周知徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真及び書類等により記録すること。
- 3) 受注者は、作業の安全管理に万全を期するため、現場特性に応じた作業の中止基準について、以下を参考とし自らの責任において設定し、雨天時の対応等の安全管理対策を十分検討した内容を施工計画書に明記し、監督職員に報告すること。

ア 作業開始前

- イ) 作業場所又は上流域等に、大雨に関する注意報以上の防災気象情報が発令された場合、作業は行わない。
- ロ) 管きょ内の増水に備え、撤去が迅速に行える安全器具等を、現場特性に応じて設置すること。
- ハ) 作業場所又は上流域等に、大雨に関する注意報以上の防災気象情報が発表されているとき、管きょ内水位が急激に増加すると想定される雨が降り始めたとき、あるいはその他降雨の予兆が確認できるときは作業は行わない。
- ニ) 作業開始前に作業場所の管きょ内の水位や流速を計測した結果、異状が認められた場合、作業は行わない。
- ホ) 管きょ内作業従事者及び監視人に対しては、集中豪雨発生時の退避行動や情報伝達体制等の事前確認を徹底する。

イ 作業開始後

- イ) 作業場所又は上流域等に、大雨の注意報以上の防災気象情報が発令された場合、即刻作業を中止し速やかに地上に退避する。
- ロ) 作業場所又は上流域等に、降雨若しくは雷が発生した場合、即刻作業を中止し速やかに地上に退避する。
- ハ) 管路内の状況に異状があると作業従事者等が判断した場合、即刻作業を中止し速やかに地上に退避する。
- ニ) 作業中は、作業中止判断に活用するため、雨量データ等のリアルタイム情報を取得する。

2.6. 道路使用許可、道路一時使用届及び道路占用許可

- 1) 受注者は、業務実施に当たり道路上において作業を行う場合、原則9時から17時までを作業時間とし管轄する警察署の道路使用許可を取得すること。ただし、監督職員と協議し、現場状況から対応が緊急を要する場合又は現場対応を遅らせることで市民への影響が甚大になり得ると監督職員が判断する場合、監督職員より警察署へ連絡し緊急での道路使用許可の申請を行う。なお、緊急時の道路使用許可申請書は監督職員より連絡のあった緊急番号を記載したものを後日速やかに管轄する警察署へ必ず申請すること。
- 2) 道路を管理する道路管理者に対し道路占用許可等に必要な資料を作成し、監督職員の確認の上道路管理者に提出し許可を得ること。なお、必要な資料は下記のとおりとする。

ア 付近見取図

位置図(1/500)A4

イ 平面図

施工箇所が分かるもの

ウ 構造断面図

占用物の構造、延長及び道路の復旧範囲、構成が分かるもの

エ 交通安全対策図

通行制限区間、交通形態、保安用品設置箇所、通行止めの際は迂回路が分かるもの

オ 現況写真

正面及び側面の全景が分かるもの

カ 通行止同意書・通行の禁止または制限について

福井市建設部監理課の指定する書式を使用すること

キ 通行制限依頼書

県管理の道路においては福井土木事務所管理課、市管理の道路においては福井市建設部監理課の指定する書式を使用すること

ク 道路掘削特別申請理由書（冬季期間用）

福井市建設部監理課の指定する書式を使用すること

- 3) 道路使用許可及び道路占用許可の許可条件を遵守すること。
- 4) 道路上で作業を実施する場合は、常時、道路使用許可書を携行するものとする。
- 5) 道路占用許可は、許可対象工事等が終了後、月次報告書に合わせて提出すること。

2.7. 警察等関係機関との協議

- 1) 受注者は、交通規制の解除や交通量の多い交差点等特別な規制を要する場合、監督職員に事前に確認の上、関係機関に対して安全対策について十分協議を行い、同意を得るものとする。
- 2) 関係機関より条件を付された場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

2.8. 地下埋設物件の事故防止

- 1) 受注者は、工事の施工にあたって事前に地下埋設物件の調査を実施し、各施設管理者と現地立会の上、当該物件の位置及び深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、作業時には当該物件周辺は手作業にて行うなど事故の発生を防止すること。
- 2) 支障物件事前確認書（様式下路－1（市ホームページに掲載））を都度作成し、報告書とともに提出するものとする。
- 3) 受注者の責により地下埋設物件に損害を与えた場合は、速やかに発注者、施設管理者及び関係者に連絡し応急措置をとり、施設管理者の指示の下、対策を行うものとする。なお、補修等にかかる費用は受注者の負担によるものとする。
- 4) 地下埋設物件等で施設管理者不明のものがある場合は、発注者に報告し、その処置については、道路管理者及び地下埋設物施設管理者に立会を求め、施設管理者を明確にしなければならない。その結果、未使用の埋設物の処置を受注者が道路管理者及び施設管理者より依頼を受けた場合には、監督職員に報告し、協議すること。

2.9. 保険

- 1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2) 受注者は、本委託の契約後速やかに、本業務の実施に当たり事故等が起こった場合の賠償責任保険及び法定外の労災保険（清掃及び修繕等の実施に対して、自らの負担により加入する義務を課す保険）に加入していることが確認できる証券等の写しを発注者に提出すること。
- 3) 火災保険などその他の保険を付したとき、又は、任意にこの契約の履行に関する保険を付しているときは、当該保険に係る証券等の写し又はこれに代わるものを直ちに発注者に提出すること。

2.10. その他

- 1) 受注者は、作業に当たって、下水道管路施設又はガス管等の付近では、絶対に火気を使用しないこと。
- 2) 万一、本業務に関係する事故が発生したときは、全体業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに発注者及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- 3) 受注者は、前号の報告後、直ちに事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果及び改善策を書面により発注者に提出すること。
- 4) 道路管理者及び各地下埋設物件の施設管理者と連携を行いながら、業務を実施すること。

第3章 業務仕様書

本業務の業務仕様書は、受注者が行う本件各業務の仕様を示すものである。

本章に示す内容は、本業務を履行するに当たり特記すべき留意点を整理したものであり、受注者はこれを遵守すること。なお、各業務の仕様は、第4章 維持管理業務に規定するそれぞれの内容を満足するよう適切に履行するものとする。

3.1. 共通

- 1) 受注者は、作業に当たり、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び発注者の公害防止条例（昭和48年条例第1号）等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- 2) 統括責任者は、本業務の履行に関する代表責任者として、各業務の管理及び統括を行うものとし、本契約に関する契約書その他の関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、全ての業務を統括することにより、業務の適正かつ円滑な履行を図ること。統括責任者は、必ずしも業務事務所に常駐する必要はないが、業務時間においては、発注者と円滑に連絡が取れる体制を構築すること。統括管理等の詳細は4.2.2 統括マネジメント業務に示すもののほか、発注者と受注者の協議により決定するものとする。
- 3) 本件各業務の情報は、発注者が所有、管理する下水道管路台帳管理システム（以下「GIS」という）へデータ入力ができるよう、データベース及び資料等を作成及び提出すること。ただし、発注者に提出する維持管理情報のデータ項目及びデータの仕様並びに提出頻度等は、4.2.3 管路台帳管理業務のとおりとする。

3.2. 一般事項及び作業方法

- 1) 受注者は、作業場所、作業手順等を定め、事前に発注者に報告し、承諾を得た上で作業に着手すること。
- 2) 受注者は、業務仕様書に示された内容を満足する限りにおいて、自由に具体的な仕様を提案できるものとするが、その際には発注者が別途定める本業務に係る図書及びこれに類する図書等を参照すること。
- 3) 作業に当たっては、下水道管きよの管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなどの必要な保護措置を講じ、下水道管路施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- 4) 作業に当たり、仮排水のため、仮設配管等を必要とする場合は、事前に発注者の承諾を得ること。この場合、上流に溢水が起らない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、直ちにこれ

を撤去すること。

- 5) 管きょ内の作業では、管材、人孔及び雨水幹線等を損傷しないようにするものとする。
- 6) 作業に当たり、道路その他の工作物を排水や搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄及び清掃すること。
- 7) 作業終了後、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。
- 8) 作業途中で交通を開放する場合は、敷鉄板による開放は行わず、砂利による仮埋めを行うとともに、砂利の飛散防止措置として簡易合材による仮復旧を行い、必要な安全対策を講じたうえで開放すること。また、簡易合材を使用する場合、次の作業日まで砂利等の飛散がないよう、必要な厚みを確保すること。
- 9) 作業場所において、下水道管路施設に緊急性を要する破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに監督職員へ報告し、指示に従うこと。
- 10) 発注者は、受注者が発注者の指示に反して作業を続行した場合、又は事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- 11) 業務中に車両の運転を行う際には、運転の前後にアルコールチェックを実施し、結果を記録すること。発注者が求めた時は、記録を提示すること。

3.3. 全体業務計画書

- 1) 受注者は、本業務を実施するに当たって、令和9年2月末までに履行期間中における業務内容等を網羅した全体業務計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2) 全体業務計画書は、履行期間全体を通じた基本的事項、全体工程等が把握できるように作成すること。
- 3) 全体業務計画書には、以下の表に示す項目を盛り込むことを原則とし、業務に適した内容をそれぞれ記載すること。

表 3.1 全体業務計画書記載内容

項目	内容
業務概要	本業務の意図及び目的を簡潔に記載する。
全体工程表	履行期間を通じた業務の全体像を捉えた予定工程を記載する。
現場構成、業務実施体制、緊急連絡体制	本業務を履行する上で必要な組織及び体制（現場組織、業務分担、緊急時体制、連絡体制など）を記載する。
苦情・不具合発生時の対応計画	苦情・不具合発生時及び不具合を発見した場合の具体的な対応方法を記載する。
緊急時対応計画	緊急連絡体制を踏まえた具体的な対応方法を業務時間内、夜間、休日についてそれぞれ記載する。
他工事等対応計画	他工事等立会の実施や、各業務に影響する他工事との調整等の具体的な対応方法について記載する。
主要な使用機材・資材	各業務で使用する主要な機械・器具・資材について、具体的な種類、名称及び性能を記載する。また、車検証、校正証明書等についても添付すること。
安全管理	事故等を未然に防止し、安全に各業務を履行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載する。
建設副産物処理計画	各業務で発生する建設発生土及び建設廃棄物の処理計画について、再生資源の利用計画を含め記載する。
その他	業務実施に当たり必要な事項を記載する。

- 4) 受注者は、全体業務計画書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更全体業務計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

3.4. 年次計画書

- 1) 受注者は、本業務を実施するに当たって毎年2月末までに翌年度の年次計画書を提出し、発注者の承諾を得なければならない（令和9年度分は令和9年2月末までに提出すること）。
- 2) 年次計画書は、以下の表に示す項目を盛り込むことを原則とし、業務に適した内容をそれぞれ記載すること。
- 3) 年次計画書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更年次計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

表3.2 年次計画記載項目

項目	内容
当該年度の業務内容	本業務の契約内容及び業務項目並びに業務細目等が把握できるよう記載する。
当該年度の計画工程表	計画的で適切な履行期間を記載する。
業務実施方法	本仕様書等及び打合せ事項を基に、本件各業務の具体的な実施方法を記載する。
作業項目と作業内容	本仕様書等に定める業務内容について、各業務の作業項目及び作業内容を方法・手順、業務工程等を踏まえて記載する。
業務上の留意点	本業務を実施するにあたり想定される事象と留意すべき事項を記載する。
作業フロー	本業務の流れが明確に把握できるように、業務の作業手順を示すとともに、作業の節目と打合せ協議時期等についても記載する。
業務工程表	本件各業務について、工種、種別及び実施数量等を整理し、履行期間を通じた業務の全体像を捉えた当該年度の予定工程を記載する。
実施体制	本業務を履行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（下請け関係も含む。）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載する。
打合せ計画	打合せの時期、目的及び事項等を体系的に整理し、一覧表に記載し、予定提出図書や特記事項等がある場合は併せて記載する。
成果物及び目的物の内容等	成果品及び目的物の内容等について、仕様書に基づき記載する。
安全等の確保	事故、災害等を未然に防止し、安全に本件業務を履行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載する。
その他	業務実施に当たり必要な事項を記載する。

3.5. 月次計画書

- 1) 受注者は、本業務を実施するに当たって毎月20日までに次の月の月次計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。月次計画書の内容については、年次計画書の内容に準じ、当該月間の計画を日単位で把握できるように作成すること。
- 2) 月次計画書の内容に変更が生じたときは、速やかに月次計画書の変更版を監督職員に提出し、その内容について監督職員の承諾を得なければならない。

3.6. モニタリング

- 1) 仕様の確保を図るため、本業務では、受注者による「セルフモニタリング」及び監督職員による「事業モニタリング」を行うものとする。
- 2) 受注者は、本業務を実施するに当たってセルフモニタリング実施計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 3) 本業務におけるモニタリングは、受注者自らが作成したセルフモニタリング実施計画書に基づき、毎月20日頃に定例会議を実施し、本事業の履行が本仕様書を遵守しているか等確認を行うものとする。詳細は、発注者が別途定めるモニタリング基本計画書のとおりとする。
- 4) モニタリング結果について、発注者と受注者との間に紛争が生じた場合、発注者と受注者が協議して、速やかに当該紛争の解決方法等の調整を行わなければならない。
- 5) 進捗の遅れがあった場合は、速やかに発注者に報告を行うとともに対応方針と編集した工程を記載したセルフモニタリング変更実施計画書を提出する。

3.7. 年次報告書

- 1) 受注者は、毎年4月10日までに前年度の業務内容等を網羅した年次報告書を提出し、発注者の確認を得なければならない。なお、最終年においては、履行期間最終日までに提出し、確認を受けるものとする。
- 2) 年次報告書は、年次計画書の内容を踏まえて、本件各業務における年間の業務報告を取りまとめるものとする。
- 3) 年次報告書には、発注者との打合せ記録簿、セルフモニタリングの結果等を含むこと。

3.8. 月次報告書

- 1) 受注者は、毎月10日までに本件各業務の前の月の月次報告書を提出し、発注者の確認を得なければならない。
- 2) 月次報告書は、月次計画書の内容を踏まえて、本件各業務についての月毎の業務報

告を取りまとめて提出すること。

- 3) 月次報告書には、発注者との打合せ記録簿、毎月20日頃に実施する定例会議・セルフモニタリングの結果及び本件各業務の結果を含むこと。

3.9. 業務完了報告書

- 1) 受注者は、履行期間の終了に際し、本件各業務について業務完了報告書を提出し、発注者の確認を得なければならない。
- 2) 業務完了報告書は、本業務の成果について取りまとめ、本仕様を満たしているか等を確認すること。
- 3) 業務完了報告書には、セルフモニタリングの結果及び本件各業務の結果を含むこと。

3.10. テクリスへの登録

- 1) 受注者は、契約時又は変更時において、予定総額（消費税及び地方消費税を含む。）が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」とする。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。
- 2) 登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。
- 3) 変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- 4) 本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

3.11. コリンズへの登録

- 1) 受注者は、受注時又は変更時において予定総額（消費税及び地方消費税を含む。）が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を

除き 10 日以内に完成時は、工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

- 2) 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、請負代金 2,500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。
- 3) 登録完了後は「登録内容確認書」を直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

第4章 維持管理業務の仕様

本業務で履行する各個別業務の仕様を示す。受注者は有するノウハウ及び創意工夫等を活用し、以降に示す仕様に基づき、業務を遂行すること。これにより、下水道管路施設の機能を適切に維持するとともに、業務の効率化及び品質の向上を図るものとする。

4.1. 統括管理業務

4.1.1. 共通

- 1) 業務内容・数量。

表 4.1 業務内容・数量

業務項目	数量
統括マネジメント業務	1 式
管路台帳管理業務	1 式

- 2) 情報の管理

本施設に関する各種マニュアル、各種計画書、図面、台帳等を履行期間にわたり、監督職員と協議の上、適切に管理すること。

- 3) データ完全性の確保

施設情報の完全性を確保するため、作業時に欠損又は不整合を発見した場合は、当該データを最新の状態に更新すること。また、必要時に引き出せるようにしておくこと。

- 4) 電子データの取扱い

電子データ（下水道台帳データ・各種維持管理情報等）の記録方法、保管方法、データ項目、データ仕様及び提出頻度等については、監督職員と協議を行い決定すること。

- 5) その他

当該業務は、仕様発注型包括的民間委託及びセルフモニタリングの根幹にあたることを十分に認識し、業務を完遂すること。

4.1.2. 統括マネジメント業務

統括マネジメント業務は、本契約の全てを統括することにより、本市下水道事業に必要とされるサービスを提供し、受注者の適切な業務環境を創出することに加え、発注者のパートナーとして、発注者が行う業務についても助言・協力を行い、本市下水道事業の経営に貢献することを目的とする。当該工種の仕様は以下のとおりとする。

- 1) 統括責任者の職務は、次のとおりとする。

ア 各業務の履行に関し、業務の管理及び統括を行うこと。

イ 統括責任者として、本件各業務の従事者に対して指揮及び監督を行うとともに、

技術の向上及び不具合の防止に努めること。

ウ 本仕様書等により、業務の目的及び内容を十分理解し、施設の機能を把握することにより、業務の適性かつ円滑な履行を図ること。

エ 常に状況を的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。

オ 受注者側の窓口となり、監督職員との連絡を密にし、必要に応じて報告及び協議を行うこと。

2) 統括責任者は、以下の対応を行うこと。

ア 全ての業務内容を理解した上で、本件各業務を一元的に管理し、効率的、効果的かつ安定的な一体的サービスとして実施できるよう本件各業務間の調整を行うこと。

イ 提出した各計画書に基づき、遅延等が発生していないかを管理すること。進捗に遅れを確認したときは、改善策をまとめ速やかに監督職員に報告を行うとともに、必要な措置等を講じること。

ウ 本件各業務で生じる課題や監督職員からの求めに対し、迅速かつ相応な対応を行うこと。

エ 現場状況や対応内容について、各業務の責任者等へ指示を行うとともに、その結果を監督職員に報告すること。

オ 本件各業務の実施に当たり、マネジメント技術を駆使し、スケジュール、コスト、品質の適切なコントロールを行い、円滑な業務の推進に資すること。

カ P D C A の考えを取り入れたセルフモニタリングを通じ、本件契約に関係する全ての受注者を取りまとめ、履行期間にわたり業務仕様を満たしたサービスを提供し続けること。

キ 受注者が実施する本件各業務について、業務横断的に業務実施手順又は業務実施体制を見直し、作業の効率化に配慮し、業務プロセスを再編・再構築してこれを機能させ、サービスの質の向上を図るよう努めること。

ク 発注者と受注者との間のコミュニケーションを密にし、市民サービスレベルの向上を常に意識した上で、これを本契約に反映するよう努めること。

ケ 本委託に関する業務計画書等、提出書類について業務間のとりまとめを行い、期限内に提出するよう管理すること。

コ 基本協定締結後、本業務について速やかに市民への周知が図れる体制を構築し、履行期間中は定期的に広報を行うこと。

3) 各業務に係る手順等を記録して、これを統括管理するためのマネジメント用マニュアルを作成し、提出すること。

4) 本件契約における発注者のパートナーとして、下水道事業の健全な経営への貢献の視点を持ち、受注者が自ら行う業務範囲において業務プロセスを最適化するだけで

なく、発注者が行う業務範囲をも含めた業務プロセスの最適化についても助言を行うこと。

4.1.3. 管路台帳管理業務

1) 作業内容

本市では、下水道管路台帳システムにより下水道台帳や維持管理データを効率的に管理し、業務の効率化や蓄積データを活用した施設管理の高度化を図っている。システムは本市のLGWAN系ネットワークで使用するシステムであるため、発注者が指定する場所において、発注者が用意する専用端末を使用し、業務を行うものとする。また、業務にあたっては、引継期間に提示する入力マニュアルを参考に、週27時間以上、本市の業務時間内に行うこと。主な作業内容は以下のとおりとする。

① 新設人孔・管きょ・汚水ます等のデータ入力

新たに整備した各施設について、竣工図を基に管路図等を作成し、属性データの入力を行う。

② 既設人孔・管きょ・汚水ます等のデータ更新

既に入力されている各施設について、改築工事及び補修工事等で変更生じた項目や新たに入力が必要となった項目を更新する。

③ 維持管理データの入力

本業務で実施した各種調査結果の入力や、関連ファイル（調査票、動画データ等）の登録を行う。なお、入力及び登録の対象とするデータは、監督職員が認めたもの又は検査を完了したものとする。

なお、①～③で入力する主な属性項目は表4.2に示す。

月ごとに入力したデータを工事又は業務ごとに整理し、誤りがないかダブルチェックを行ったうえで、その確認結果とともに作業完了報告書を発注者に提出すること。チェックの方法については発注者が提示するマニュアルを参照すること。

2) 遵守すべき事項

受注者は、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な管理のため、契約後監督職員が提示する福井市情報セキュリティポリシーに準拠した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならない。そのため、受注者は本業務における当該管理体制について業務着手時に提出する業務計画書に示し、監督職員の承諾を得なければならない。

表 4.2 G I S入力項目

情報	項目
施設情報	【管きょ】管路施設番号・管きょ機能・管種（管きょ材質・管きょ径等）・勾配・区間延長・管底高・土被り・副管（使用時）等
	【人孔】人孔施設番号・人孔種別・人孔地盤高・人孔深・内径・蓋径・蓋強度・蓋種類等
	【取付管】取付管設備番号・取付番号・管種（管きょ材質・管きょ径等）・取付管水平距離・取付け方向・上流人孔からの距離等
	【汚水ます】汚水ます設備番号・汚水ます種別・ます深さ・ますタイプ・排水設備接続の有無・申請番号等
工事情報	工事番号・工事名・事業区分・工事区分・施工業者名・施工場所・竣工図の登録等
改築・補修・清掃 情報	【改築】当初より変更があった施設情報・工事番号・改築工事の有無・改築工法区分等
	【補修・清掃】工事番号・施工箇所・修繕方法・修繕内容・清掃内容等
耐震関連情報	重要な幹線等該当の有無及び理由・管路施設耐震診断調査業務の内容・管口耐震化情報等
調査情報	本管用調査記録表（本管・取付管ＴＶカメラ調査業務）及び人孔目視調査記録表（人孔目視調査業務）の内容等

4.2. 計画的維持管理業務

4.2.1. 共通

1) 業務内容・数量

受注者は、適切な手順に従って、次の各号に示す業務及び関連する作業を行う。計画的業務の実施数量は、以下に示す。ただし、本件各業務の数量は想定のものであり、全数量の実施を確約するものではない。

業務の実施において、実際の現場との数量の差異や必要な工種の追加、条件の変更等により支払金額が増加し、履行期間終了までに予算額に達した場合や想定数量や予算を大幅に超過した場合は、必要に応じて協議の上、契約変更の手続きを行う。

表 4.3 業務内容・数量

業務項目	数量
本管TVカメラ調査業務 (管径800mm未満)	70,009.4 m
本管潜行目視調査業務 (管径800mm以上)	20,994.2 m
人孔目視調査業務	2,988 箇所
管路診断業務	104.4 km
改築詳細設計業務	布設替え： 1,000 m 管更生： 1,800 m
人孔鉄蓋更新工	800 箇所

2) 遵守すべき事項

- ① 公道上で作業を行う場合の作業時間は、原則9時から17時までとし、道路使用許可条件を遵守すること。ただし、現場状況や交通規制により難しい場合は協議によるものとする。
- ② 検定を受けた機器等については、発注者に証明書を提出すること。
- ③ 業務の実施に当たっては、下水道台帳と整合しているか確認すること。確認の結果、下水道台帳に記載している情報と相違がある場合は、監督職員に報告し、下水道管路台帳の更新を行うこと。
- ④ 施設の機能障害及び不具合等が直ちに発生する恐れが予測される場合は、速やかに発注者に報告すること。また、点検又は調査を行いその原因を把握するとともに、処置方法を検討し、発注者の承諾をもって処理すること。
- ⑤ 管理技術者及び主任技術者は、担当する各業務及び工事を管理しなければならない、本契約の履行に関し、監督職員と受注者との間の報告及び協議を行おうとすると

きは、原則として統括責任者を通じて行うものとする。

- ⑥ 各工事及び業務の成果品については、検査職員の検査に合格したものを納品すること。管路診断業務及び改築設計業務については、照査報告書を成果品に添付すること。
- ⑦ その他、疑義が生じた場合や他施設管理者等との協議が必要な事項が発生した場合は、発注者と協議の上、対応方針を確認すること。

4.2.2. 本管TVカメラ調査業務（管径800mm未満）

当該業務の仕様は以下のとおりとする。なお、調査表様式は【別紙11】（本管調査様式）に示す。

1) 本管TVカメラ調査業務（管径800mm未満）

- ① 調査前にあらかじめ管きょ内を洗浄し、調査の精度を高めること。
- ② 原則として上流から下流に向け、TVカメラを移動させて行うこと。
- ③ 管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について、異状の程度を確認し、全区間について動画・写真撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。
- ④ 異状箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）し、鮮明な動画を収録すること。また、動画とは別にモニターから写真撮影（カラー）を行い、保存すること。
- ⑤ 本管内及び取付管部の異状箇所の位置表示は、上流側人孔管口からの距離とし、正確に測定すること。
- ⑥ これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督職員と協議し、承諾を受けること。
- ⑦ 調査の続行が困難となった場合は、ただちに監督職員に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査する等、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。
- ⑧ 破損や閉塞等により流下機能を確保できていない状況（今後流下機能が確保できなくなる可能性が高い状況を含む。）を確認した場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、補修や清掃等を実施して流下機能を回復させること。
- ⑨ 陸上調査として、管きょ上の地表面の状況（沈下・亀裂・陥没の有無）や施設の状況（人孔蓋の据付け不良や破損、ますの損傷等）を確認すること。また、地上での上流人孔からのますの距離、ますの有無を陸上調査記録表に記入すること。写真撮影は異状箇所のみ行い、調査年月日、調査場所、異状内容等を明記した黒板を入れて行うこと。

2) 管きょ内洗浄工

- ① 管きょ内洗浄工は、本管ＴＶカメラ調査業務の実施箇所を対象として、高圧洗浄車による洗浄を行うものであり、原則として、吸泥車は使用しない。
- ② 当該作業は、高圧洗浄車及び給水車を標準とし、高圧洗浄車により加圧された洗浄水をノズルから噴射させ、調査前に高圧洗浄車による管きょ内を入念に洗浄すること。
- ③ 管きょ内の洗浄状況が確認できる写真を地上部から撮影し、また、洗浄前後の管内状況が確認できるように管内の撮影を行うこと。
- ④ 管きょ内に土砂や汚泥等の堆積があり、清掃及び汚泥処分の必要がある場合は本作業は実施せず、清掃については**4.3.7 清掃工**を計上し、汚泥処分については**4.3.9 汚泥処分業務**を計上する。

4.2.3. 本管潜行目視調査業務（管径８００mm以上）

当該業務の仕様は以下のとおりとする。なお、調査表様式は【別紙１１】（本管調査様式）に示す。

- ① 原則として上流から下流に向け行うこと。
- ② 管きょ内に調査員が入り、管種、管径、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異状の程度を確認し、写真撮影を行うこと。
- ③ 写真撮影は、管路施設番号、調査年月日、異状内容、発生位置等を明記した黒板を入れて撮影すること。なお、異状箇所等の必要箇所については、スケール等を用いて異状の大きさや状態がわかる写真とすること。
- ④ 本管内及び取付管部の異状箇所の位置表示は、上流側人孔管口からの距離とし、鋼製巻尺を使用して正確に測定すること。
- ⑤ 調査内容は、**4.3.2 本管ＴＶカメラによる調査業務**に準ずるものとする。
- ⑥ これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督職員と協議し、承諾を受けること。
- ⑦ 調査の続行が困難となった場合は、ただちに監督職員に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査する等、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。
- ⑧ 破損や閉塞等により流下機能を確保できていない状況（今後流下機能が確保できなくなる可能性が高い状況を含む。）を確認した場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、補修や清掃等を実施して流下機能を回復させること。
- ⑨ 陸上調査として、管きょ上の地表面の状況（沈下・亀裂・陥没の有無）や施設の状況（人孔蓋の据付け不良や破損、ますの損傷等）を確認すること。また、地上での上流人孔からのますの距離、ますの有無を陸上調査記録表に記入すること。写真

撮影は異状箇所のみ行い、調査年月日、調査場所、異状内容等を明記した黒板を入れて行うこと。

4.2.4. 人孔目視調査業務

当該工種の仕様は以下のとおりとする。なお、調査表様式は【別紙 1 2】(人孔調査様式)に示す。

- ① 人孔内に調査員が入り、十分な照明のもとに、人孔の構造、人孔内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積状況、管きよの布設状況、蓋の磨耗度、蓋のガタつき・蓋違い、副管の状況等について、異状の程度を確認し、写真撮影(カラー)を行うこと。
- ② 写真撮影は、人孔施設番号、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行い、下流方向が写真上部(12時方向)となるよう、全景、人孔開口部、人孔内部の3点を撮影すること。
- ③ 調査時に異状を確認した場合は、黒板に異状内容、発生位置等を明記し、スケール等を用いて異状の大きさや状態がわかる写真を撮影すること。
- ④ 調査の続行が困難となったときは、ただちに監督職員に報告し、指示を受けること。この場合においても、調査の完遂に努め、その原因状況を把握すること。
- ⑤ 破損や閉塞等により流下機能を確保できていない状況(今後流下機能が確保できなくなる可能性が高い状況を含む。)を確認した場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、補修や清掃等を実施して流下機能を回復させること。

4.2.5. 管路診断業務

当該業務の仕様は以下のとおりとする。

- ① 管路診断業務の計画・準備として、管路台帳や維持管理資料等を整理すること。
- ② データ整理として、管路の諸元及び台帳との相違、管理履歴の整理を行い、管路ごとに通加面積と流量を計算して、補助・単独路線の延長と流下能力を確認すること。
- ③ 本管TVカメラ及び潜行目視調査結果により把握した、既設管きよの劣化状況を分析して診断を行い、診断結果により対策案・概算事業費・優先順位等の検討を行う(診断に係る判定基準等は【別紙 1 3】(管路診断業務の判定基準)に示す。)こと。なお、健全度2又は3以下の管きよを改築又は修繕の対象とするため、対応方法に応じて判断理由を明示すること。
- ④ 対策案・概算事業費(工事費内訳書を含む。)・優先順位等をまとめると共に結果図表等を作成すること。
- ⑤ 本業務の調査・分析・計画によって作成された図面データを取りまとめる他、今後の効率的な改築・修繕計画を立案して報告書を作成すること。また、紙による報告

書についても1部作成し、監督職員に提出すること。なお、電子媒体による報告書の原稿についてはワープロソフトや表計算ソフト等（Word、Excel等）、図面についてはSXF形式で作成すること。提出すべき成果品とその寸法等は次のとおりとする。

表 4.4 成果品・寸法等

項目	成果品	寸法等
①	報告書（目視・TVカメラ調査診断結果表）	A4版
②	調査対象位置図	A3版
③	管渠劣化状況図	A3版
④	布設年度別状況図	A3版
⑤	経過年数ランク図	A3版
⑥	流下能力ランク図	A3版
⑦	障害分析図	A3版
⑧	工法選定図	A3版
⑨	補助・単独対象路線図	A3版
⑩	年度別事業計画図	A3版
⑪	議事録	A4版
⑫	電子納品図書	1部

⑥ 以下に示す事項について、照査を実施すること。

（ア）情報収集の内容及び課題の把握・整理内容について

（イ）検討の方法及びその内容について

（ウ）計画の妥当性（方針、設定条件等）について

（エ）各種計画（【別紙9】（参考図書）に掲載。）との相互間における整合性について

なお、照査は、技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道）、若しくは上下水道部門（下水道）又はRCCM（下水道）の資格を有する者で、管理技術者とは別の者が行うこと。

⑦ 履行期間中に判定基準等の見直しが通知された場合には、それに応じて適切に見直しを行うこと。また、監督職員から判定基準等の変更を指示された場合、これに従うこと。

4.2.6. 改築詳細設計業務

当該業務の仕様は以下のとおりとする。

① 本業務は、管路診断結果において改築又は管更生が必要であると判断された大口

径の管きょ(管径800mm以上)、管更生と判断された管口を対象とする。

- ② 調査では資料収集、現地踏査、人孔内部の確認、管渠内調査(流量計測、中性化試験、鉄筋腐食試験、圧縮強度試験)を実施すること。
- ③ 福井市下水道ストックマネジメント計画及び福井市下水道管路施設地震対策基本計画で決定された内容に基づき、対策工法の計画を立案すること。
- ④ 更生材の構造計算に係る各種計算、対策後の人孔管口耐震化に係る計算を行うこと。
- ⑤ 管路施設の耐震設計を行うこと。ただし、必要な項目は、耐震工法の設計要領等に基づいて下記の内容により整理し、原則として応答変位法により耐震計算を行うこと。

(ア) レベル1の場合

液状化の判定、人孔と管きょの接続部、人孔本体の計算。

(イ) レベル2の場合

液状化の判定、人孔と管きょの接続部の計算、側方流動の検討、液状化層と沈下量、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、人孔の浮き上がり計算。

- ⑥ 位置図、平面図をはじめとする、施工に必要な各種設計図面を作成すること。
- ⑦ 人孔、管きょごとの更生材料、仮設、補助工法等の数量を算出すること。
- ⑧ 管更生工法及び人孔管口耐震化工法については、現場条件を考慮し、適用可能な対策工法の比較検討を行い、最適な施工法を決定すること。
- ⑨ 以下に示す事項について、照査を実施すること。

(ア) 基本条件の内容について

(イ) 比較検討の方法及びその内容について

(ウ) 設計計画(設計方針及び設計手法)の妥当性について

(エ) 各種計算書の適切性について

(オ) 各種計算書及び数量計算書と設計図の整合性について

なお、照査は、技術士(総合技術監理部門(上下水道-下水道)、若しくは上下水道部門(下水道))又はRCCM(下水道)の資格を有する者で、管理技術者とは別の者が行うこと

- ⑩ 検討した内容を照査結果とともに報告書としてとりまとめること。

4.2.7. 人孔鉄蓋更新工

当該工種の仕様は以下のとおりとする。なお、写真撮影箇所及び要領は【別紙14】(写真撮影箇所及び要領)に示す。

- ① 施工対象箇所について、施工前に現地調査を行い、更新の必要性の有無を確認し監督職員に報告すること。

- ② 人孔に損傷がないか確認し、調整高や舗装復旧範囲を測量し施工計画を立案し監督職員に報告すること。また、エリアごとの工程計画を策定し併せて監督職員に報告し、承諾を得た後作業を行う。
- ③ 福井市及び福井市上下水道局事業部で定めた土木工事施工管理基準に準ずる他、福井市道路掘削及び路面復旧工事要綱を遵守し、管理内容の詳細は施工計画書で示し、監督職員の承諾を得る。
- ④ 施工については四角開削施工とする。原則 $1.5\text{ m} \times 1.5\text{ m}$ で舗装版を撤去し、同範囲内で斜壁まで掘削を行うこと。この際施工範囲から絶縁部(舗装打継ぎ目やコンクリート構造物等)までの距離が 1.2 m 未満の場合、絶縁部までを舗装復旧の範囲とする。なお、舗装構成は、交通量区分に準じた舗装構成とすること。また、交通量区分が B 交通以上の道路については、表層(再生密粒度アスコン) 5 cm 及び仮復旧路盤(再生碎石 RC-40)にて仮舗装復旧を行い、後日交通量区分に準じた舗装構成にて本復旧を行うこと。また、斜壁まで緊結施工すること。
- ⑤ 水道・ガス等の地下埋設物の埋設位置の確認を行い、破損しないよう手作業で行うなど施工中も十分配慮すること。支障がある場合は、監督職員に報告し、監督職員、受注者及び埋設物管理者の3者で協議すること。
- ⑥ 施工完了後は、工事写真、出来形及び竣工図を作成し、統括責任者の検査を受けたものを速やかに監督職員に提出すること。

竣工図を監督職員に提出し、確認を受けたものを管路台帳管理業務として下水道管路台帳システムに登録すること。

4.3. 日常的維持管理業務

4.3.1. 共通

1) 業務内容・数量

受注者は、適切な手順に従って、表4.5に示す業務及び関連する作業を行う。住民対応等業務の実施数量は、以下に示す。ただし、本件各業務の数量は当初の想定のものであり、全数量の実施を確約するものではない。

業務の実施において、実際の現場との数量の差異や必要な工種の追加、条件の変更等により支払金額が変更となる場合は、協議の上、契約変更の手続きを行う。

表4.5 業務内容・数量

業務項目	数量
住民対応業務	430 件
緊急対応等業務	1 式
水防施設日常点検業務	10 箇所
貯留施設等調査業務	3 箇所
巡視工	171,700 m
清掃工	サイフォン部等： 9 箇所 雨水ます： 900 箇所
除草作業工	4 箇所
汚泥処分業務	198 t
他企業工事立会業務	500 件

2) 遵守すべき事項

- ① 電話やメール等を用い、住民等からの連絡が24時間受付可能な体制を確保し、住民対応及び他工事等立会(平日営業時間内)ができる体制を整えるものとする。ただし、営業時間外であっても緊急である場合は対応できる体制を整えること。
- ② 事務所の連絡受付体制は速やかに住民等に対して周知徹底を図り、ワンストップサービスの実現に努めること。
- ③ 受注者は、住民からの連絡(人孔騒音、臭気、蓋破損(公共、宅内)、管詰まり(公共、宅内)、陥没、舗装補修、害虫駆除等の依頼への対応をいうが、これらに限らない)、関係課からの依頼(緊急点検、不具合対応、他工事等立会、関係課への引継ぎ等の対応をいうが、これらに限らない。)の内容に応じて、適切な対応を行うこと。なお、臭気、管詰まりの原因が私有財産による場合はその旨を通報者に説明し、上下水道サービス課にも情報共有すること。また、営業時間外(休日・夜間)の通報に対する現場対応は、通水及び通行の安全が確保できる状態まで仮復旧し、

翌営業日以降速やかに本復旧すること。また、対象が宅内排水設備等の私有財産に関する事象である場合は、市指定排水設備工事店等を案内するなど、原因者（所有者）であること説明の上、適切に切り分けること。

- ④ 住民対応業務から緊急対応等業務へ円滑に履行できるよう、住民等に対する状況説明及び注意喚起等を実施すること。

4.3.2. 住民対応業務

住民対応業務は、住民等からの緊急対応が必要な苦情・要望等の通報に対し、通報受付、現場対応、初期対応の緊急対応等業務、報告書作成を行うものとする。住民等から苦情等があったときは誠意をもって対応し、その結果を速やかに監督職員に報告すること。

① 電話等通報受付

- (ア) 住民からの苦情・要望等の通報に対し苦情受付票により記録する（全ての初動対応を対象とする）。
- (イ) 業務外に関する通報については、関連部署から折返し連絡するよう適切に対応する。
- (ウ) 対応時間は、履行期間中、24時間365日の電話等の対応とする。
- (エ) 監督職員と事業者との連絡体制を構築し、効率的な連携手段が取れるようにする。
- (オ) 管きょ情報の問い合わせについては、GISの情報を基に適切な回答すること。
- (カ) 福井県電子自治体推進協会施設予約サービスを利用した埋設立会WEB申請（以下、WEB申請と言う）の問い合わせについては、**4.3.10他企業工事立会業務**に掲げる実施内容と同様とする。

② 現場対応（原因調査等）

- (ア) 連絡体制に記載のある現場対応者は、受付後、概ね1時間以内に複数名で現地確認を行い、原因を調査する。
- (イ) 原因の調査にあたっては、現場に応じた安全の確保を行う。
- (ウ) 管きょの閉塞、破損、水質汚濁等の調査内容及び対応方針についてすみやかに監督職員へ報告する。
- (エ) 苦情等のあった住民に対し、原因調査の結果及び対応方針等を必要に応じて説明すること。
- (オ) 下水道管路施設（雨水幹線等）において油等の漏洩事故や水質汚濁の通報を第一報で受け付けた場合、監督職員に報告し、監督職員の指示に従うこと。監督職員より油等の漏洩事故や水質汚濁に関し、現地確認等の指示があった場合、適切に対応すること。雨水幹線にて水質汚濁が確認された場合、被害が拡大しないようオイルマット（支給品）を設置すること。使用したオイルマットの撤去については監督職員の指示に従うこと。

(カ) 下水道管路施設の損傷又は機能的障害（閉塞）の原因が工場や飲食店等の事業所から排出された石油類や油脂等によるものと推察される場合は、上下水道サービス課に連絡し、立会を求めること。

③ 緊急対応等業務の実施

(ア) 必要に応じ **4. 3. 3 緊急対応等業務**の清掃や修繕等を実施する。

(イ) 基本的に、油脂類等が原因による本管及び取付管の詰まりの場合は、緊急対応等業務（清掃等）、油脂類等以外が原因の場合は位置を特定し、緊急対応等業務（修繕）を実施する。

(ウ) 閉塞の原因が事業所等からの排水によるものと特定された場合は、原因者から損傷事実確認書（原因者が復旧に要する費用を負担することを誓約させる書類）が発注者に提出されるまで復旧作業を行わないこと。

(エ) 当日、対応できない場合は、通水できる最低限の能力を確保し、後日速やかに修繕を行うこと。

(オ) 雨水幹線にて水質汚濁が確認された場合、被害が拡大しないようオイルマット（支給品）を設置すること。使用したオイルマットの撤去については監督職員の指示に従うこと。

(カ) 以下の事項については、特に誠意ある対応を行わなければならない。

イ) 本業務に関する住民説明

ロ) 履行期間中の住民への制約事項

ハ) 敷地等への立ち入りに関する事項

ニ) 質問、意見、苦情等に関する事項

④ 報告書作成

(ア) 業務完了後は、内容、時間等を監督職員に対し報告する。また、月間業務報告書にて、件数、内容、時間等を監督職員に報告する。

(イ) 損傷負担金の徴収が伴う閉塞復旧作業については、作業終了後、復旧作業に要した費用がわかる書類を速やかに上下水道サービス課へ提出すること。

イ) 【別紙 15】（住民対応業務 月間一覧表）

ロ) 【別紙 16】（各苦情等対応内容報告書（位置図、写真添付））

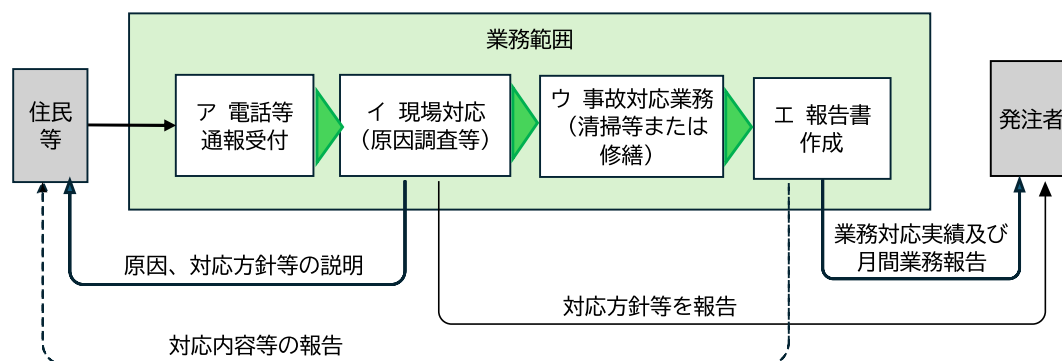


図 4.1 業務フロー

4.3.3. 緊急対応等業務

緊急対応は、下水道管路施設に係る維持管理及び問題等解決のために、住民対応業務や発注者が指示する事項に対し、必要な措置又は土木工事等を行うことを目的とする。本業務の履行にあたっての一般的事項は、福井市公共管渠築造工事 設計積算方針（令和8年7月）に準拠する。当該工種の業務内容は以下のとおりとする。

発注者が指示する事項とは、汚水ます取付管の補修等、道路管理者からの依頼による人孔鉄蓋等の補修又は他工事に関連して移設する補償工事等を指す。

1) 業務内容

① 受注者は、次の各号に示す作業を行うものとする。

- (ア) 管きょ内清掃工（本管、取付管）
- (イ) TVカメラ調査工（本管、取付管）
- (ウ) 人孔目視調査工
- (エ) 人孔鉄蓋取替工（嵩上げ下げ、補修等含む。）
- (オ) 取付管（汚水ます・雨水ます）補修工（設置、撤去、移設、更生等含む。）
- (カ) 汚水ます補修工（設置、撤去、移設、取替等含む。）
- (キ) 雨水ます補修工（更新、撤去等含む。）
- (ク) 本管補修工（内面補修、布設替えを含む。）
- (ケ) 人孔周り舗装補修工
- (コ) 舗装復旧工（すり付け、部分打換え、全面打換え）
- (サ) 試掘工
- (シ) 緊急出動工
- (ス) その他付帯工

② 当該業務の実施内容は、次のとおりとする。

- (ア) 管きょ内清掃工（本管、取付管）

4.3.7 清掃工に掲げる実施内容と同様とする。

(イ) TVカメラ調査工（本管、取付管）

4.2.2 本管TVカメラ調査業務及び4.2.3 本管潜行目視調査業務に掲げる実施内容と同様とする。

(ウ) 人孔目視調査工

4.2.4 人孔目視調査業務に掲げる実施内容と同様とする。

(エ) 人孔鉄蓋取替工（嵩上げ下げ、補修等含む。）

人孔鉄蓋の状態を確認した後、速やかに機能回復方法に関する補修等について計画し、発注者に報告し承諾を得た上で、緊急的に修繕工事を行うこと。

道路管理者や他事業者が行う舗装工事等に伴う人孔鉄蓋の調整を行うこと。受注者は監督職員より除雪期間前に道路管理者が指示する修繕・高さ調整等の必要がある現場の調査を行い、その現場状況を監督職員に報告し指示を得ること。

上記以外の実施内容は4.2.7 人孔鉄蓋更新工に掲げるものと同様とする。

(オ) 取付管（汚水ます・雨水ます）補修工（設置、撤去、移設、更生等含む。）

取付管の状態を確認し、通水が困難である場合においては、速やかに補修等を計画し、発注者にその機能回復の方法について報告し、緊急的に修繕工事を行うこと。

ただし、通水が可能であり、修繕工事が夜間施工となる場合、安全管理を適切に行い、翌日に修繕工事を行うものとする。

取付管の設置、撤去、移設及び更生が適切であると判断される場合、現場に応じて工事を行うこと。また、発注者から汚水ます移設等立会願書が提出された場合、汚水ますの利用変更に伴う取付管の設置、撤去及び移設を申請者と立会の上、適切に行うこと。なお、申請内容と現場状況の不一致など疑義が生じた場合、現場状況を監督職員に報告し指示を得ること。

(カ) 汚水ます補修工（設置、撤去、移設、取替等含む。）

汚水ますの状態を確認した後、速やかに補修等を計画し、発注者にその機能回復の方法について報告し、緊急的に修繕工事を行うこと。なお、汚水ますの設置、撤去、移設及び取替等が適切であると判断される場合、現場に応じて工事を行うこと。また、発注者から汚水ます移設等立会願書が提出された場合、汚水ますの移設、取替、撤去、嵩上及び嵩下を申請者と立会の上、適切に行うこと。なお、申請内容と現場状況の不一致など疑義が生じた場合、現場状況を監督職員に報告し指示を得ること。

(キ) 雨水ます補修工（更新、撤去等含む。）

雨水ますの状態を確認した後、速やかに補修等を計画し、発注者にその機能回復の方法について報告し、緊急的に修繕工事を行うこと。また、雨水ますの更新、撤去等が適切であると判断される場合、現場に応じて工事を行うこと。

(ク) 本管補修工（内面補修、布設替えを含む。）

本管の状態を確認した後、速やかに補修等を計画し、その機能回復の方法について監督職員に報告し指示を得た後、緊急的に修繕工事を行うこと。

(ケ) 人孔周り舗装補修工

人孔周りの舗装が段差や劣化又は陥没している場合、舗装打換えを行うこと。舗装範囲については、監督職員及び道路管理者と協議し決定すること。ただし、緊急時又は軽微な舗装復旧は、常温合材の使用も認めるものとする。なお、常温合材を使用した場合、後日速やかにアスファルト舗装により復旧を行うこと。

(コ) 舗装復旧工（すり付け、部分打換え、全面打換え）

掘り返しなどで段差がある舗装、劣化又は陥没している場合、舗装打換えを行うこと。舗装範囲及び舗装構成については、発注者及び道路管理者と協議し決定すること。ただし、緊急時又は砂利等の飛散防止のため軽微な舗装復旧は、常温合材の使用も認めるものとする。ただし、常温合材を使用した場合、後日速やかにアスファルト舗装により復旧を行うこと。

(サ) 試掘工

本管や取付管がGISで把握することが不明確な場合、位置や埋設深を把握するため試掘又は本管カメラ調査を行い、その結果を発注者に報告し、管路台帳管理業務としてGISに登録すること。

(シ) 緊急出動工

市民等からの陥没等の通報により緊急に出動した場合、応急的な対応の実施とその後の対応方針を翌営業日に発注者に報告すること。ただし、緊急性を要する場合や、市民への甚大な被害が想定される場合は、監督職員に報告し協議を行うこと。

なお、現地確認の結果、下水道管路施設が原因ではないと判断される場合は、監督職員へ連絡し、道路管理者と協議を行うこと。また、道路管理者より安全管理等について協力依頼があった場合については、共同して対応するものとする。

(ス) その他付帯工

上記以外の補修工事に関する付帯工事については、工事別単価に基づき工事を施工すること。

- ③ 本件施設に起因する不具合の報告を受け付けた場合又は包括業務内で不具合等を発見した場合は、監督職員へ報告し、安全確保を行った上で内容を記録すること。その内容を記録し、速やかに発注者へ報告すること。また、不具合等の原因を調査・記録した上で帰責の見極めを整理し、発注者へ報告すること。
- ④ 不具合の関係者に対して聞き取りを行い、また、原因調査の結果及び処置の内容等を説明すること。
- ⑤ 発注者が原因であった場合には、発注者と処置方法等の協議を行い、適切な処置等を実施すること。
- ⑥ 月間業務報告書は下記の内容をとりまとめ報告すること。報告書様式は発注者指定のものとするが、事前協議の上発注者の承諾を得たものは利用可能とする。
 (ア)【別紙１７】(維６号、維８号 月間作業一覧表及び作業日報)
 (イ)【別紙１８】(各工事概要説明書)
 (ウ)【別紙１９】(各工事報告書(作業写真含む))
- ⑦ 清算は月間業務報告書による報告の後、発注者の承諾が得られたものを支払うものとする。

2) その他

- ① 本業務は、発注者が認定する維６号又は維８号の登録を有する者が実施すること。
- ② 発注者が指示する事項とは、関係機関からの依頼や道路管理者からの指示事項等があり、受注者は各事項について適切な対応をとること。
- ③ 受注者は住民対応業務及び緊急対応等業務における体制を定め、監督職員に届け出なければならない。
- ④ 受注者は、履行期間内において常に監督職員からの指示を受けることができる体制をとること。
- ⑤ 夜間における作業については、近隣住民等への影響を考慮し、翌日対応が可能と判断される場合においては、監督職員と協議の上、十分な安全対策を行い、翌日に対応してもよい。
- ⑥ 発注者が報告書を確認するにあたり、説明を求める場合があるので適宜対応すること。また、適切な施工できていない場合、施工のやり直しを指示することがある。施工のやり直しにかかる費用は、事業者の負担とする。

4.3.4. 水防施設日常点検業務

当該業務の仕様は以下のとおりとする。

- ① 水防施設日常点検業務は、主に、浸水懸念箇所に設置されている雨水ます及びスクリーン等（以下、水防施設）の巡回点検及び定期清掃として実施する。

- ② 水防時期（４～１１月）において、各月２回以上（隔週又は気象庁の早期注意情報により大雨警報発令の可能性及び時系列情報により大雨警報発令の可能性がある日の前日）、水防施設の巡回点検を実施する。
- ③ 点検実施箇所は、【別図６】（水防施設日常点検業務 位置図）に示す。
- ④ 点検内容は以下の通りとする。
 - （ア）水防施設の巡回点検
 - （イ）水防施設周辺の人力による清掃及びゴミ等の除去・処分
- ⑤ 本業務により、水防施設の破損等、異常を発見した場合、その内容を記録及び整理し、監督職員へ報告すること。
- ⑥ 清掃前後の状況が確認できる写真を撮影し、作業実施後はその状況を監督職員へ報告すること。
- ⑦ ごみ等の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）等を遵守し、適切に処分すること。
- ⑧ 本業務の実施後速やかに監督職員へ連絡すること。

４．３．５．貯留施設等調査業務

当該工種の仕様は４．２．３．本管潜行目視調査業務に準ずる。

なお、本業務の実施内容に関して、疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

４．３．６．巡視工

巡視工は、管路施設が埋設されている地表（河川、軌道部等を含む）及び人孔周辺の異常の有無を地表より確認するものである。実施にあたっては、原則として「下水道維持管理指針 実務編（公益社団法人日本下水道協会）」に基づくこと。記載のないものは、「下水道管路施設維持管理マニュアル（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）」に基づくこと。

- １） 基本的には人孔蓋を開閉せず、目視によって人孔蓋及び周辺舗装の状況を把握すること。巡視の実施項目は以下のとおりとする。

表４．６ 巡視項目

巡視項目	巡視内容
地表面の状況	① 地表面の沈下、亀裂、陥没の有無
施設の内容	② 人孔蓋の据付け不良、破損等
その他	③ 異常臭気
	④ 不正使用、不法占拠
	⑤ 公共用水域への汚水の流出

- 2) 写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行い、100m当り1枚を標準とし、人孔は全数とする。異常が確認された場合は、異常の内容を黒板に明記すること。
- 3) 異常を確認した場合は、不具合箇所の状況及びその写真と位置情報などを速やかに監督職員に報告し、調査や対策の実施について協議すること。
- 4) 下水道台帳との不整合（人孔位置の相違、人孔の有無等）を発見した場合は、速やかに監督職員へ報告し、調査の実施や下水道台帳への反映方法等について協議すること。
- 5) 報告書には下記の内容をとりまとめ、月間業務報告書にて報告すること。
 - ア 実施位置図
 - イ 巡視記録表（【別紙20】（巡視記録表））
 - ウ 作業記録写真

4.3.7. 清掃工

当該工種の仕様は以下のとおりとする。

- ① 当該業務の実施内容は、次のとおりとする。
 - (ア) 管きょ内清掃工（本管（サイフォン含む）、取付管）

当該作業は、高圧洗浄車・揚泥車・給水車を標準とし、高圧洗浄車により加圧された洗浄水をノズルから噴射させ、土砂等を人孔内に集積し、これを揚泥車で吸上げ除去する。管路内の清掃状況が確認できる写真を地上部から撮影し、また、清掃前後の管内状況が確認できるように管内の撮影もすること。
 - (イ) 雨水ます清掃工

当該作業は、高圧洗浄車・揚泥車・給水車を標準とし、高圧洗浄車により加圧された洗浄水をノズルから噴射させ、雨水ます内の土砂等を巻き上げ、これを揚泥車で吸上げ除去する。清掃前後の雨水ます状況が確認できるように撮影をすること。
- ② 清掃工は、発注者が計画的に定めた清掃箇所を対象として実施する。
- ③ 清掃工の対象施設、実施時期、方法等は、計画に基づき、受注者の提案を踏まえ、監督職員と受注者の協議により決定する。ただし、サイフォンは出水期までに行うこと。
- ④ 作業にあたって、下流域に土砂等を流出させない様、止水プラグ等による止水を行うこと。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。

4.3.8. 除草作業工

除草作業工では、本市が管理する土地の除草を行う。

当該工種の仕様は以下のとおりとする。

- ① 除草は、機械除草、人力除草とする。
- ② 着手前・作業中・完了後及び集積状況の写真を撮ること。
- ③ 通行人、通行車両及び周辺施設へ除草作業による草・石等が飛散しないよう対策を講じ、安全の確保に努めること。

4.3.9. 汚泥処分業務

当該業務の仕様は以下のとおりとする。

- ① 土砂処分業務は、管路施設内から除去した土砂等を、運搬車両により発注者の指定する産業廃棄物処分場へ運搬し処分する際に実施する。
- ② 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散及び臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。
- ③ 積込みにあっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
- ④ 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
- ⑤ 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。
- ⑥ 管路施設内から除去した土砂等は産業廃棄物として取り扱い、処分方法については、**5.2. 廃棄物管理**を参照すること。

4.3.10. 他企業工事立会業務

当該工種の仕様は以下のとおりとする。

- ① 他工事の受注者から立会及び確認の申請があった場合には、その内容及び結果を整理・記録し、発注者へ報告すること。
- ② 申請を受けた場合、申請箇所が公共下水道区域であるか公共下水道施設概要図等を用いて確認すること。
公共下水道区域である場合については、下水道管路施設の有無をGISにて確認し、GISより出力された図面（平面図、竣工図等）を以て申請者へ回答すること。なお、回答に際し、GISより出力された図面は現地と合致するものではないことを記載するものとする。
- ③ 申請箇所に下水道管路施設が布設されていない場合においても、GISより出力された図面を以て申請者へ回答し、併せて立会は不要であること回答すること。
- ④ WEB申請の場合は、GISより出力された図面をメールに添付し回答するも

のとする。下水道管路施設が布設されていない場合もその旨を回答すること。

- ⑤ 申請箇所が下水道管路施設に近接し影響が出ることが想定される場合には、受注者は申請後速やかにGISの図面と現地を照らし合わせながら本管及び取付管のマーキングを行うこと。なお、必要に応じて掘削時に現地立会により下水道管路施設の確認を行うこと。
- ⑥ 下水道管路施設の埋設位置が不明の場合、その旨を申請者に伝え、試掘の実施及び掘削時には慎重に作業を行うよう指示すること。作業時には現地立会を行うこと。また、その結果については、管路台帳システムに登録すること。
- ⑦ 受注者は道路管理者発注の工事による立会等の申請があった場合、速やかに申請箇所の取付管及び鉄蓋の状態を調査し、その結果を監督職員に報告するものとする。

受注者は調査結果を元に監督職員から指示のあった下水道管路施設について、修繕・更新を行うものとする。なお、修繕・更新については、申請者の工事工程に影響がないよう、十分な調整を行うこととする。

- ⑧ 他企業等工事又は施設の一時使用の立会等についても同様とする。
- ⑨ 受注者が、他工事等からの立会及び確認の申請に対し判断が困難である場合、発注者に報告し判断を仰ぐこと。
- ⑩ 現地立会を行った現場において予期せぬ不具合が発生した場合、受注者は必要な対策を講ずるものとする。ただし、申請があったにも関わらず、立会を行わなかった現場で不具合が発生した場合は、受注者がすべての責任を負うものとする。

第5章 その他

本業務の引継ぎ時の留意事項他、確認すべき内容を以下に示す。受注者は本内容を基に適切に業務にあたる必要がある。

5.1. 業務の引継ぎ

業務準備期間及び業務引継期間における業務の引継ぎは、以下に示すとおりとする。

5.1.1. 業務の引継ぎ方法

1) 業務の引継ぎについて

ア 受注者は、業務準備期間に発注者から本業務に係る引継ぎを受けるものとする。

なお、発注者が実施する引継ぎの内容や方法などに不備若しくは未完成の部分が生じた場合でも、これを以て、この契約上で受注者が負うべき責任を免れることはできない。また、受注者側の準備行為及び業務引継等に係る費用は受注者の負担とする。

イ 受注者は、業務引継期間に受注者の負担と責任により、次期受注者及び発注者へ本業務に係る引継ぎを行うものとする。

2) 業務の引継ぎについて

ア 受注者は、業務引継期間に、業務の引継書・改善策の提案及び必要な資料等を作成し、監督職員に提出すること。

イ 監督職員と受注者は、引継書等について速やかに協議し、引継ぎ内容を確認する。引継書等に変更があるときは、変更する当事者が速やかに相手方に通知すること。

3) 引継ぎ内容

ア 業務準備期間に引継ぎする内容

イ) 下水道台帳及び現地確認等による本件施設の位置等の把握

ロ) 施設機能等の確認

ハ) 調査等の業務及び改築、修繕等工事の履歴の把握

ニ) 把握している施設の異状内容、対応措置等の確認

ホ) 本業務において留意すべき特性や固有の状況及び課題等の把握

ヘ) その他発注者又は受注者が必要とする事項

イ 業務引継期間に引継ぎする内容

原則として、本号アの業務準備期間に引継ぎする内容と同じとする

4) その他

引継ぎの実施にあたって疑義がある場合は、発注者及び受注者は相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決するものとする

5.2. 廃棄物管理

- 1) 本業務により排出される廃棄物については、下水道法（昭和33年法律第79号）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等を遵守するとともに、悪臭発生により周辺環境に影響が及ばないよう適正に処分すること。
- 2) 建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）については、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）等の関係法令により適切に処理するものとする。
- 3) 本業務で排出される建設廃棄物を現場外に搬出して処理（再資源化施設、積み替え保管場を経由で最終処分）する場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用すること。なお、マニフェストE票は工事完成書類（工事途上で提出を求めることもある。）として提示することとする。
- 4) 処分に関する書類の作成については、発注者の指示に従うこと。
- 5) 契約を締結した産業廃棄物処分場の事業許可証及び契約書の写しを市へ1部提出すること。また、委託運搬の契約を締結した場合も契約書の写しを市へ1部提出すること。

5.3. その他

- 1) 契約書、仕様書等本業務に係る契約図書等に特に明示していない事項であっても、業務の履行上、当然必要なものは、受注者の責任と負担において処理すること。
- 2) その他特に定めのない事項については、発注者と協議の上処理すること。
- 3) 本業務の履行により得られた点検データ、写真、報告書、台帳入力データ等の所有権及び著作権は、発注者に帰属するものとする。
- 4) セルフモニタリングや市の立入検査において、「虚偽の報告」や「目標の著しい未達が続いた」等の事象が発生した場合、委託料の減額等の措置を行う場合がある。
- 5) 受発注者間の情報を円滑に交換及び共有し、業務の効率化を図るため、情報共有システムを利用すること。利用に当たっては、「福井市情報共有システム運用ガイドライン（案）」に基づくこと。
- 6) 身分証明書は業務終了後、市に返却すること。

【別紙 1】 遵守法令等

- 1) 建設業法(平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)
- 2) 労働基準法(平成 30 年 7 月改正法律第 71 号)
- 3) 労働安全衛生法(平成 30 年 7 月改正法律第 78 号)
- 4) 雇用保険法(平成 30 年 7 月改正法律第 71 号)
- 5) 労働者災害補償保険法(平成 30 年 5 月改正法律第 31 号)
- 6) 健康保険法(平成 30 年 7 月改正法律第 79 号)
- 7) 中小企業退職金共済法(平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)
- 8) 出入国管理及び難民認定法(平成 30 年 7 月改正法律第 71 号)
- 9) 道路法(平成 30 年 3 月改正法律第 6 号)
- 10) 道路交通法(平成 30 年 6 月改正法律第 41 号)
- 11) 河川法(平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)
- 12) 下水道法(平成 27 年 5 月改正法律第 22 号)
- 13) 環境基本法(平成 30 年 6 月改正法律第 50 号)
- 14) 大気汚染防止法(平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)
- 15) 騒音規制法(平成 26 年 6 月改正法律第 72 号)
- 16) 水質汚濁防止法(平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)
- 17) 振動規制法(平成 26 年 6 月改正法律第 72 号)
- 18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成 29 年 6 月改正法律第 61 号)
- 19) 文化財保護法(平成 30 年 6 月改正法律第 42 号)
- 20) 電気事業法(平成 30 年 6 月改正法律第 41 号)
- 21) 消防法(平成 30 年 6 月改正法律第 67 号)
- 22) 測量法(平成 29 年 5 月改正法律第 41 号)
- 23) 建築基準法(平成 30 年 6 月改正法律第 67 号)
- 24) 都市公園法(平成 29 年 5 月改正法律第 26 号)
- 25) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 26 年 6 月改正法律第 55 号)
- 26) 土壌汚染対策法(平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)
- 27) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 27 年 9 月改正法律第 66 号)
- 28) 技術士法(平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)
- 29) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 26 年 6 月改正法律第 56 号)
- 30) 警備業法(平成 30 年 5 月改正法律第 33 号)
- 31) 個人情報保護に関する法律
- 32) 福井市公共下水道条例
- 33) 福井市上下水道局会計規程
- 34) その他本業務に関わる法令等

【別紙２】 全体の提出書類

提出書類名	提出 部数	提出時期／記載事項等
【業務着手前】		
全体業務計画書	1	令和 9 年 2 月末まで
セルフモニタリング実施計画書	1	令和 9 年 2 月末まで
身分証明書交付願	1	業務着手前／業務で必要な場合
建設業退職金共済証紙購入確認書	1	契約締結前／建設業退職金共済証紙を 購入する場合
保険加入状況が分かる資料	1 式	賠償責任保険・法定外の労務保険に加入 していることが確認できる資料（他の保 険に加入している場合も提出する）
業務実績情報システム(テクリス)の登 録内容確認書	1	契約後 15日以内(土、日、祝日等は除く) に登録する
業務実績情報システム(コリンズ)の登 録内容確認書	1	契約後 10 日以内(土、日、祝日等は除く) に登録する
緊急連絡表	1	業務期間中、常時
その他本市が求める書類	1	本市が求める場合、指定期日までに提出 する
【業務履行期間中】		
年次計画書	1	前年度の 2 月末まで
年次報告書	1	翌年度の 4 月 10 日まで 最終年度分は履行期間最終日まで
事故発生報告書(速報)	1	事故発生後直ちに
事故報告書	1	監督員が指示する期日までに
資料等貸与申請書	1	貸与前／資料貸与を受ける場合
業務実績情報システム(テクリス)の登 録内容確認書	1	契約後 15日以内(土、日、祝日等は除く) に登録する
業務実績情報システム(コリンズ)の登 録内容確認書	1	契約後 10 日以内(土、日、祝日等は除く) に登録する
その他本市が求める書類	必要 部数	本市が求める場合、指定期日までに提出 する
【業務履行後】		

提出書類名	提出 部数	提出時期／記載事項等
請求書	1	検査合格後
建設業退職金共済証紙受払簿	1	工事完了時 ／建設業退職金共済証紙を貼付した場合
退職金共済手帳の写し	1	工事完了時 ／建設業退職金共済証紙を貼付した場合
被共済者の就労状況報告書	1	工事完了時 ／建設業退職金共済証紙を貼付した場合
建設業退職金共済証紙辞退届	1	工事完了時 ／建設業退職金共済証紙を辞退した場合 (辞退理由を記載)
業務実績情報システム(テクリス)の登録内容確認書	1	業務完了後 15日以内(土、日、祝日等は除く)に登録する
業務実績情報システム(コリンズ)の登録内容確認書	1	業務完了後 10 日以内(土、日、祝日等は除く)に登録する
その他本市が求める書類	必要 部数	本市が求める場合、指定期日までに提出する

【別紙 3】 共通の提出書類（各業務提出）

提出書類名	提出 部数	提出時期／記載事項等
【業務着手前】		
技術者の資格等を証する書類	1	業務着手前
実務経験証明書	1	業務着手前／実務経験を証する場合
工程表	1	契約締結日から 7 日以内
その他本市が求める書類	1	本市が求める場合、指定期日までに提出する
【業務履行期間中】		
月次計画書	1	前の月の 20 日まで
月次報告書	1	翌月の 10 日まで
施工計画書・業務計画書	1	各業務で提出
打合せ記録簿	1	打合せの都度／工事打合簿の様式を「打合せ記録簿」に読み替える。
打合簿一覧表	1	随時(打合簿発行毎)／工事打合簿一覧表の様式を「打合せ簿一覧表」に読み替える。
着手前後に提出した書類で変更があったもの	1	変更時
その他本市が求める書類	1	本市が求める場合、指定期日までに提出する
【業務履行後】		
業務完了届	1	業務完了後直ちに
成果品	1 式	業務完了時 ／業務の写真、図書等を紙及び電子データにて提出
業務完了報告書	1	履行期間終了日から 14 日以内
業務引継書(関連資料を含む)	2	履行期間終了日から 14 日以内 ／次期事業者が異なる場合
その他本市が求める書類	1	本市が求める場合、指定期日までに提出する

【別紙 4】 統括管理業務の提出書類

提出書類名	提出 部数	提出時期／記載事項等
【業務着手前】		
統括責任者等選定通知書 ・技術者の資格を証する書面の写し ・経歴書	1	契約締結前
【業務履行期間中】		
【業務履行後】		

【別紙５】 計画的維持管理業務の提出書類

提出書類名	提出 部数	提出時期／記載事項等
【業務着手前】		
再委託届	1	再委託契約を締結した場合直ちに
工事等着手届及び現場代理人等選任届	1	業務の着手に際し
現場代理人の社会保険証等の写し	1	工事着手前
照査技術者選定通知書	1	業務履行前
照査技術者の社会保険証等の写し	1	業務履行前
施工体制台帳	1	工事着手前／下請契約を締結した場合
再下請負通知書	1	工事着手前／下請契約を締結した場合
施工体系図	1	工事着手前／下請契約を締結した場合
現場代理人・技術者台帳	1	工事着手前
工事用材料使用承諾願	2	工事着手前／使用材料の承諾を求める場合
工事用材料使用確認願	1	工事着手前／使用材料の確認を求める場合
【業務履行期間中】		
道路使用申請一式	1 式	施工・調査前／市が指定した資料
工事打合簿	1	打合せの都度
工事打合簿一覧表	1	随時(打合簿発行毎)
設計図書等の確認書	1	確認が必要となった時
立会願	1	立会を必要とする時
【業務履行後】		
工事等完了・進捗届	1	工事完了後直ちに
照査報告書	1	照査後直ちに (管路診断業務及び改築設計業務)
工事等目的物引渡書	1	検査合格後

【別紙 6】 日常的維持管理業務の提出書類

提出書類名	提出 部数	提出時期／記載事項等
【業務着手前】		
再委託届	1	再委託契約を締結した場合直ちに
【業務履行期間中】		
道路使用申請一式	1 式	施工・調査前／市が指定した資料
設計図書等の確認書	1	確認が必要となった時
立会願	1	立会を必要とする時
【業務履行後】		

【別紙 7】 各業務の再委託可否

業務区分	業務内容	再委託の可否
(1)統括管理業務	統括マネジメント業務	不可
	管路台帳管理業務	不可
(2)計画的維持管理業務	本管TVカメラ調査業務 (管径800mm未満)	可
	本管潜行目視調査業務 (管径800mm以上)	可
	人孔目視調査業務	可
	管路診断業務	不可
	改築詳細設計業務	不可 設計業務に伴って発生する各種調査等は可
	人孔鉄蓋更新工	可
(3)日常的維持管理業務	住民対応業務	電話対応は可、現地確認・立会いは不可
	緊急対応等業務	可 ただし、再委託先は福井市下水道単価契約登録業者 (維6号または維8号)に限る。
	水防施設日常点検業務	可
	貯留施設等調査業務	可
	巡視工	可
	清掃工	可
	除草作業工	可
	汚泥処分業務	可
	他企業工事立会業務	不可

【別紙 8】 準備資機材

機 材 名	用 途 例
作業車両	維持管理業務における巡視・人孔目視調査等に使用
酸素濃度等測定器	管きょ、人孔内等の作業に際して使用
発電機・送風機	計画的業務、修繕業務等に使用
取付管検査カメラ	取付管の破損等支障箇所の把握・延長の確認に使用
補修資機材	修繕業務、事故対応業務等に使用
OA機器	提出書類の作成等に使用
高圧洗浄車・強力吸引車	本管TV調査に際しての管きょ内清掃等に使用
本管用TVカメラ搭載車	自走式テレビカメラ搭載車、本管のテレビカメラ調査に使用
管口カメラ	巡視・人孔点検における管渠内の点検・調査等に使用
その他資機材	業務実施に必要なもの

※上記器材の使用に必要な燃料、消耗品等のほか、業務事務所の運営に必要な備品等を含む。なお、その他の機材については、本市と協議の上、本市の承諾を得て配備できる。

※リース資器材を使用する場合は、リース元との契約書の写し等を添付すること。

※検定を受けた機器は、証明書を提出すること。

※上表は一例であり、業務実施に必要な資機材等は適宜準備すること。

【別紙 9】 参考図書

- 1) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン(国土交通省)
- 2) スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)(国土交通省)
- 3) 都市・地域整備局所管補助事業実務必携(国土交通省)
- 4) 下水道施設改築・修繕マニュアル(案)(日本下水道協会)
- 5) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－(日本下水道協会)
- 6) 下水道施設維持管理積算要領－終末処理場、ポンプ場施設編－(日本下水道協会)
- 7) 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- 8) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- 9) 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- 10) 下水道の地震対策マニュアル(日本下水道協会)
- 11) 管更生の手引き(案)(日本下水道協会)
- 12) 下水道管きょ改築等の工法選定の手引き(案)(日本下水道協会)
- 13) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)(日本下水道協会)
- 14) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル(案)(日本下水道協会)
- 15) 下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル(案)(日本下水道協会)
- 16) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き(旧下水道管路施設腐食対策の手引き(案))(日本下水道協会)
- 17) 下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)(日本下水道協会)
- 18) 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県マニュアル(案)(日本下水道協会)
- 19) 水理公式集(土木学会)
- 20) コンクリート標準示方書(土木学会)
- 21) 土木工学ハンドブック(土木学会)
- 22) 日本工業規格(JIS)
- 23) 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針(JIS A 7501:2013)(日本規格協会)
- 24) 下水道用マンホール蓋(JIS A 5506:2018)(日本規格協会)
- 25) 日本下水道協会規格(JSWAS)
- 26) 道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- 27) 道路構造令の解説と運用(国土交通省、日本道路協会)
- 28) 土質工学ハンドブック(土質工学会)
- 29) 水門鉄管技術基準(水門鉄管協会)
- 30) 港湾構造物設計技術基準(日本港湾協会)
- 31) 下水道管路施設維持管理マニュアル(日本下水道管路管理業協会)
- 32) 下水道管路管理積算資料(日本下水道管路管理業協会)
- 33) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き(案)(日本下水道管路管理業協会)
- 34) 管きょの修繕に関する手引き(案)(日本下水道管路管理業協会)

- 35) 取付管の更生工法による設計の手引き(案)(日本下水道管路管理業協会)
- 36) マンホールの蓋等の取替に関する設計の手引き(案)(日本下水道管路管理業協会)
- 37) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～(日本下水道新技術機構)
- 38) 管きょ更生工法の品質管理技術資料(日本下水道新技術機構)
- 39) 管きょ更生工法(二層構造管)技術資料(日本下水道新技術機構)
- 40) 事例ベースモデリング技術を用いた雨天時浸入水発生領域の絞り込みに関する技術マニュアル(日本下水道新技術機構)
- 41) 流出解析モデル利活用マニュアル(日本下水道新技術機構)
- 42) 分流式下水道における雨天時浸入水対策計画の検討マニュアル(日本下水道新技術機構)
- 43) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル(案)(管路診断コンサルタント協会)
- 44) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携(管路診断コンサルタント協会編集(経済調査会))
- 45) 土止め先行工法に関するガイドライン(厚生労働省労働基準局)
- 46) 建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省(現・国土交通省))
- 47) 本業務に関連する各種計画
 - 下水道計画(全体計画、事業計画)
 - 福井市下水道総合地震対策計画
 - 福井市上下水道耐震化計画
 - 福井市下水道雨水対策基本計画
 - 福井市地域防災計画
 - その他関連する計画
- 48) その他本業務に必要な図書等

【別紙 10】 安全対策

1. 作業環境合測定等(酸素欠 3 条)

- (1) 作業者は、労働安全衛生法施工令 21 条第 9 号に掲げる作業場について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素(第二種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、酸素及び硫化水素)の濃度を測定しなければならない。
- (2) 事業者は、前項の規定による測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを 3 年間保存しなければならない。
 - ① 測定日時
 - ② 測定方法
 - ③ 測定箇所
 - ④ 測定条件
 - ⑤ 測定結果
 - ⑥ 測定を実施した者の氏名
 - ⑦ 測定結果に基づいて酸素欠乏等の防止措置を講じたときは、当該措置の概要

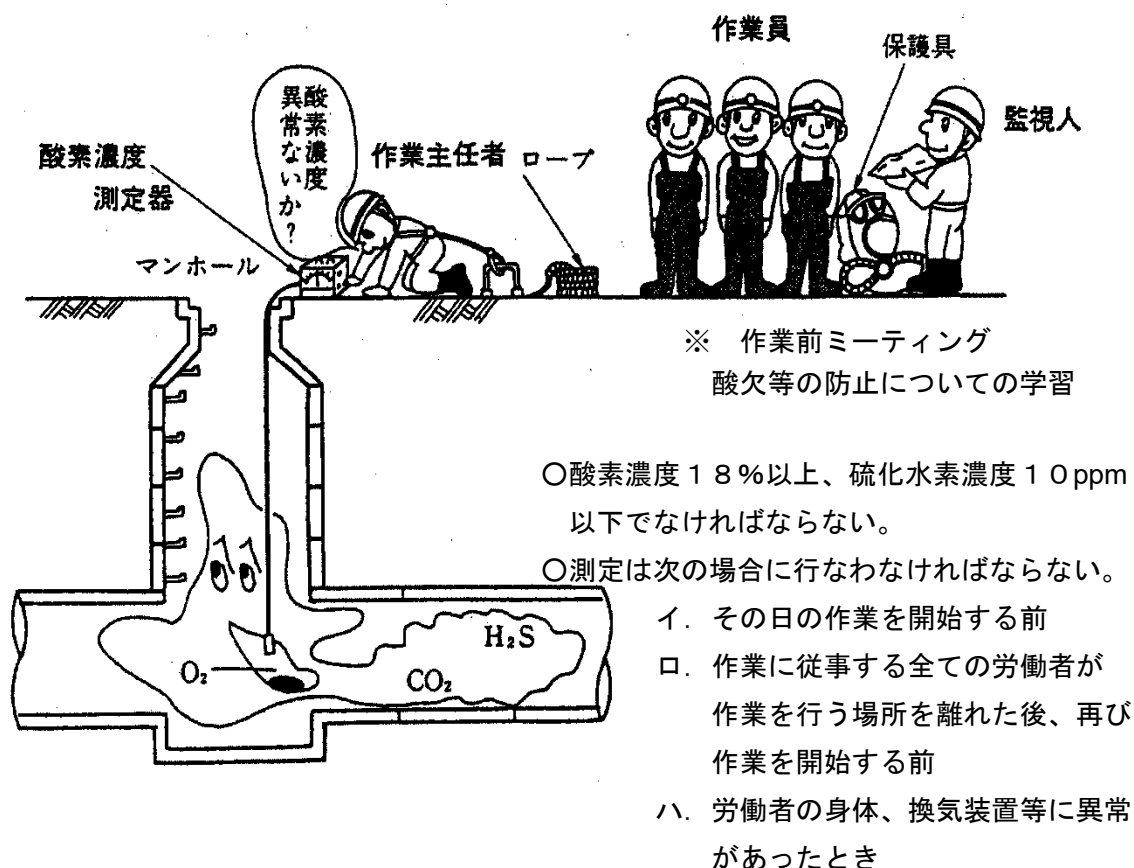


図 1 酸素欠防止の作業前確認

【別紙 1 1】 本管調査様式

【別紙 1 1 - 2】 陸上調査工

陸上調査記録表の様式(参考)

件名：

陸 上 調 査 記 録 表

番号	台帳番号		区間延長		線路延長			芯延長		管口距離	管種	上下流調査																												
管番号	帳	樹数	左	右	管種	管径	地上	樹数	左	右	T V	管延長	管本数	管径	副管																									
																Φ																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">下 流 入 孔</th> <th colspan="2">入孔番号</th> <th>入孔種別</th> <th>入孔深</th> <th>入孔蓋種別</th> <th>管頂深</th> <th>人孔取付管</th> <th>副管高</th> </tr> <tr> <th>整理部</th> <th>側塊</th> <th>床版</th> <th>立上り壁</th> <th>組立人孔</th> <th>インバート</th> <th>有・無</th> <th>cm</th> </tr> <tr> <th>m</th> <th>m</th> <th></th> <th>m</th> <th></th> <th></th> <th>箇所</th> <th></th> </tr> </thead> </table>																下 流 入 孔	入孔番号		入孔種別	入孔深	入孔蓋種別	管頂深	人孔取付管	副管高	整理部	側塊	床版	立上り壁	組立人孔	インバート	有・無	cm	m	m		m			箇所	
下 流 入 孔	入孔番号		入孔種別	入孔深	入孔蓋種別	管頂深	人孔取付管	副管高																																
	整理部	側塊	床版	立上り壁	組立人孔	インバート	有・無	cm																																
	m	m		m			箇所																																	
宅地名	境界側	管種・径 裏管	地上距離 ツケツ距離	樹番号	樹		樹番号	地上距離 ツケツ距離	管種・径 裏管	境界側	宅地名	下流人孔内状況																												
												足掛総数																												
												鎖																												
												(写真 有・無)																												
												下流人孔占用																												
												国・都・区・私 車・歩・私・他																												
												下流側公私境界距離 (右・左) m																												
												道路幅員 m																												
												歩道幅 m																												
												上流側公私境界距離 (右・左) m																												
												上流人孔占用																												
												国・都・区・私 車・歩・私・他																												
												路線占用 国・都・区・私 車・歩・私・他																												
												縦断・横断 斜縦断・斜横断																												
												VTR 巻(: :)																												
												ダシメント 巻(: :)																												
												布設年度 年																												
												上流人孔内状況																												
												足掛総数																												
												鎖																												
												(写真 有・無)																												

【別紙 11-2】本管調査工

(1) 本管の調査項目(参考)

調 査 項 目			調 査 判 定 ポ イ ン ト	管種別該当項目	
				鉄筋コンクリート管等 及び陶管	硬質化ビニル管
管 種 別	劣化度	管の腐食	骨材・鉄筋の露出状況、管壁の状況	○	—
	流下能力	上下方向のたるみ	たるみの程度(管径比)、流下状況	○	○
管 種 別	劣化度	管の破損及び軸方向クラック	管の変形、断面のずれ	○	○
		管の円周方向クラック	クラックの状況	○	○
		管の継手ずれ	接合部のすき間、ずれの状況	○	○
		偏 平	管の扁平(たわみ率)	—	○
		変 形	内面への突出し・白化状態	—	○
	浸 入 水		噴き出し、にじみの状況	○	○
	流下能力	取付け管の突出し	突出しの程度(管径比)、流下阻害状況	○	○
		油脂の付着	付着の程度(管径比)、流下阻害状況	○	○
		樹木根侵入	侵入の程度(管径比)、流下阻害状況	○	○
		モルタル付着	付着の程度(管径比)、流下阻害状況	○	○

出典：下水道維持管理指針 実務編-2014 年版-p.112 (日本下水道協会)

※本管調査で得た調査結果については、調査判定基準をもとに「スパン全体」及び「管一本ごと」に不具合等の異常程度をランク付けすること。

(2) 調査記録表及び、集計表記入表示(参考)

	種 別	記 号	種 別	記 号
本管 取付管	ヒューム管	HP	塩ビ管	VP
	推進管	P	陶管	CP
	鋼管	I	F R P 管	F
	シールド管	S	鋳鉄管	C・I
	汚水柵(A型)	○	雨水柵	■
	汚水柵(B型)	●	管閉塞	×

(3) 調査判定基準(参考)

スパン全体で評価	ランク		A	B	C
	項目				
	1) 管の腐食(鉄筋コンクリート管、陶管)		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	2) 上下方向のたるみ	鉄筋コンクリート管、陶管 管渠内径(700mm未満)	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
		鉄筋コンクリート管、陶管 管渠内径(700mm以上1650mm未満)	内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
		鉄筋コンクリート管、陶管 管渠内径(1600mm以上3000mm未満)	内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満
		塩ビ管 内径800mm未満	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満

管一本ごとに評価	ランク		a	b	c
	項目				
	3) 管の破損	鉄筋 コンクリート管	欠落	縦方向のクラックで 幅2mm以上	縦方向のクラックで 幅2mm未満
			縦方向のクラックで 幅5mm以上		
		陶管	欠落	縦方向のクラックで 管長の1/2未満	—
			縦方向のクラックで 管長の1/2以上		
		塩ビ管	亀甲状に割れている	—	—
			軸方向のクラック	—	—
	4) 管のクラック	鉄筋コンクリート管、 塩ビ管	円周方向のクラックで 幅5mm以上	円周方向のクラックで 幅2mm以上	円周方向のクラックで 幅2mm未満
		陶管	円周方向のクラックで その長さが円周の2/3以上	円周方向のクラックで その長さが円周の2/3未満	—
	5) 管の継手ズレ	鉄筋コンクリート管	脱却	70mm以上	30mm以上70mm未満
		陶管	脱却	50mm以上	20mm以上50mm未満
		塩ビ管	脱却	接合長さの1/2以上	接合長さの1/2未満
	6) 偏平 (塩ビ管)		たわみ率15%以上の 偏平	たわみ率15%以上の 偏平	—
	7) 変形 (塩ビ管)		本管内径の1/10以上 内面に突出し	本管内径の1/10未満 内面に突出し	—
	8) 浸入水		噴き出ている	流れている	にじんでいる
	9) 取付管の突出し ※		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
	10) 油脂の付着 ※		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
	11) 樹木根浸入 ※		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
	12) モルタル付着 ※		内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

注 段差は、mm単位で測定する。また、その他の異常(木片、他の埋設物等で上記にないもの)も調査する。

※ 7) 取付管の突出し、8) 油脂の付着、9) 樹木根浸入、10) モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

本管调用调查记录表

[illegible]

6 2

本管調査記録表

6 3

表
括
總
查
調

No.

[illegible]

(7) 調査集計表(参考)

表
計
集
查
調

[illegible]

主 () 内の数値は、スパン全体で評価する「管の腐食」、上下方向のたるみ」、「取付管の突出し」を除いたものである。

【別紙１２】 人孔調査様式

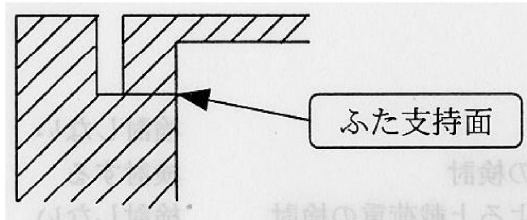
(1) 人孔鉄蓋の判定基準の設定例

- ・ 蓋は通行歩車両に危険を及ぼすおそれがあるため、路面状況と共に注意を払って記録を残すこと。
- ・ 蓋裏の腐食状況も確認すること
- ・ 蝶番・鎖は欠損、破損状況を記入すること

項目 ランク	A	B	C	備考
破損	あり	—	—	
クラック	あり	—	—	
摩耗	表面がツルツルしている	多少の図柄が残る	—	
がたつき	ガタガタ音がする	蓋周囲に土砂溜り	—	
沈下・浮上	通行に支障をきたす	周囲に多少の水が溜まる	—	
蓋違い	開閉できない	がたつきがある	A B以外	

・ 蓋構造（参考）

平受け式・・・ふた下面と枠棚上面により支持構造



急勾配受け構造・・・ふた側面と枠側面により楔方式にて支持する構造

(2) 人孔鉄蓋の設置要領の設定例

区分	種類		性能	適用箇所
標準型	荷重区分	T-25	・車両総重量 25 t の活荷重に対応する荷重強さをもつもの。	道路一般。 特に車道幅員が 5.5 m 以上の道路。ただし、車道幅員 5.5 m 未満であっても、一方通行道路等で、大型車の通行があり交通量の多い道路と拡幅計画道路を含む。
		T-14	・車両総重量 14 t の活荷重に対応する荷重強さをもつもの。	歩道又は大型車の通行の少ない道路（車道幅員が 5.5 m 未満の道路）。
	付加性能	不法開放防止性	・所定の専用工具以外で、容易に開放されないよう、錠を備えた構造のもの。	下水道管路全般。
		圧力解放耐揚圧性	・蓋の圧力解放耐揚圧性をもつもの。	下水道管路全般で、内圧により蓋浮上の危険性の高い場所。ただし、内圧の大きい場所は、格子蓋又は排気口で対応する。
		転落防止性	・人の転落防止をできる荷重強さをもつもの。 ・浮上防止のために内圧に対するロック機能をもつもの。 ・耐揚圧荷重強さをもつもの。	維持管理時に安全確保が必要な場所。 ・労働安全衛生規則で高所作業となり、昇降時に安全性の確保が必要な人孔深 2 m 以上のマンホール。 ・点検頻度が多いマンホール。 (腐食のおそれが高い箇所など)。 浸水被害地区の安全確保が必要な場所。 ・蓋浮上の危険性が高いマンホール。 ・浸水被害が生じやすい場所。 ・津波被害のおそれがある場所。
特殊型	防水蓋		・蓋かん合部にゴムパッキン等を取り付ける構造で、外部からの防水性をもつもの。図 C.1 を参照。	機械電気設備に影響を及ぼすおそれのある場所。 ・ポンプ室、弁室。 水質管理が必要な場所。 ・貯水槽。
	耐圧蓋		・蓋かん合部にゴムパッキン等を取り付け、ボルトにて蓋を固定し耐内圧性をもつもの。 ・規定内圧内で内部からの漏水が少ないもの。図 C.2 を参照。	外水位の影響によって浸水のおそれが高い低地の分流雨水管及び合流管。 流下能力が不足する分流雨水管及び合流管、並びにいつ（溢）水のおそれのある分流雨水管及び合流管で内圧が作用する場所。ただし、内圧の大きい場所は、排気口で対応する。
	格子蓋		・蓋に格子状にした開口を設け、内部からのガスや水を排出するもの。	分流雨水管又は合流管において、内部からの水及び空気の排出を行いたい場所。
		中蓋	・合流管においては、商店街や住宅密集地区等の臭気対策が必要場所には中蓋を取り付けることができるもの。図 C.3 を参照。	
	滑り防止蓋		蓋表面に独立した凸形状が適切に配列され、雨天時の 2 輪車の滑り防止性を高めたもの。	車道全般。特に交差点、カーブ、及び坂道に設置するもの。踏切手前に設置されているもの。
	防食蓋		・温泉地の水質が腐食環境又は管路構造上の腐食環境に対して防食被膜を施したもの。	温泉地及び管路構造上の腐食環境下（高温・腐食雰囲気、圧送管吐出し先、ビルビットの排水先、伏越し下流部、落差・段落のあるマンホールなど）。
	除雪車対応蓋		・枠の上面外側にスロープを設け、除雪車のブレードが衝突した際に衝撃を緩和させたもの。図 C.4 を参照。	積雪の多い地域で除雪車によって除雪を行う道路。

出典：下水道用マンホール蓋 JIS A 5506:2018, p18 (日本規格協会)

[illegible]

68

【別紙 13】 管路診断業務の判定基準

(1) データ分析

資料(目視及びTVカメラ調査成果)を基に、管きょ1スパン(人孔～人孔間)を1単位として既存管きょの損傷度合等から管きょの劣化状況を把握する。

表－1 主な調査項目と判定ポイント

調査項目			調査判定ポイント	管種別該当項目	
				鉄筋コンクリート管等及び陶管	硬質塩化ビニル管
で評価 スパン全体	劣化度	管の腐食	骨材・鉄筋の露出状況, 管壁の状況	○	－
	流下能力	上下方向のたるみ	たるみの程度(管径比), 流下状況	○	○
管一本ごとに評価	劣化度	管の破損及び軸方向クラック	管の変形, 断面のずれ	○	○
		管の円周方向クラック	クラックの状況	○	○
		管の継手ずれ	接合部のすき間, ずれの状況	○	○
		偏平	管の偏平(たわみ率)	－	○
		変形	内面への突出し・白化状態	－	○
	浸入水		噴き出し, にじみの状況	○	○
	流下能力	取付管の突出し	突出しの程度(管径比), 流下阻害状況	○	○
		樹木根侵入	侵入の程度(管径比), 流下阻害状況	○	○

ここで、表－3に示す評価項目についての基準値をもとに判定する「スパン全体」及び「管一本ごと」の評価ランクは表－2のように分類する。

表－2 評価ランクの分類

スパン全体の評価	管一本ごとの評価
A：重度。機能低下, 異常が著しい。	a：重度。劣化, 異常が進んでいる。
B：中度。機能低下, 異常が少ない。	b：中度。中程度の劣化, 異常がある。
C：軽度。機能低下, 異常が殆どない。	c：軽度。劣化, 異常の程度は低い。
A, B, Cに該当しない場合は, 異常なし等と判定する。	a, b, cに該当しない場合は, 異常なし等と判定する。

表－3 調査判定基準(鉄筋コンクリート管等(遠心力鉄筋コンクリート管含む)及び陶管)

ス パ ン 全 体 で 評 価	ランク		A	B	C
	項目				
	管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	上下方向 のたるみ	管きょ内径 700mm未満	内径以上	内径の 1 / 2 以上	内径の 1 / 2 未満
		管きょ内径 700mm以上 1650mm未満	内径の 1 / 2 以上	内径の 1 / 4 以上	内径の 1 / 4 未満
管きょ内径 1650mm以上 3000mm未満		内径の 1 / 4 以上	内径の 1 / 8 以上	内径の 1 / 8 未満	

管一本ごとに評価	ランク		a	b	c
	項目				
	管の破損及び軸方向クラック	鉄筋コンクリート管等	欠落	軸方向クラックで幅2mm以上	軸方向クラックで幅2mm未満
			軸方向クラックで幅5mm以上		
		陶管	欠落	軸方向クラックで管長の1/2未満	—
			軸方向クラックが管長の1/2以上		
	管の円周方向クラック	鉄筋コンクリート管等	円周方向クラックで幅5mm以上	円周方向クラックで幅2mm以上	円周方向クラックで幅2mm未満
		陶管	円周方向クラックでその長さが円周の2/3以上	円周方向クラックでその長さが円周の2/3未満	—
	管の継手ズレ		脱却	鉄筋コンクリート管等：70mm以上 陶管：50mm以上	鉄筋コンクリート管等：70mm未満 陶管：50mm未満
	浸入水		噴き出ている	流れている	にじんでいる
	取付管の突出し		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
	樹木根侵入		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—

(2) 診断

目視及びTVカメラ調査結果より把握した、既設管きょ劣化状況を分析して診断を行い、診断結果により対策案・概算事業費・優先順位等の検討を行う。なお、健全度2または3以下の管路施設を修繕または改築の対象とするため、対応方法に応じて判断理由を明示する。

なお、診断に係る判定基準は以下のとおりとする。

表－4 改築・修繕工法判定基準

健全度2－緊急度Ⅰ	改築
健全度2－緊急度Ⅱ	改築
健全度2－緊急度Ⅲ	改築・修繕
健全度3－緊急度Ⅱ	改築・修繕
健全度3－緊急度Ⅲ	改築・修繕
健全度4－緊急度Ⅲ	修繕

福井市上下水道局事業部下水管路課

表－5 管きょの健全度の判定基準

健全度	緊急度	区分	対応の基準	区分
5	－			3つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランクA、B、Cがない場合
4	－			3つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランクAがなく、ランクBが1項目もしくはランクCのみの場合 ※Cランク：管理的異常
3	Ⅲ	軽度	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる	3つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランクAがなく、ランクBが1項目もしくはランクCのみの場合 ※Cランク：構造的劣化
2	Ⅱ	中度	簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる	3つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランクAが1項目、ランクBが2項目以上ある場合
	Ⅰ	重度	速やかに措置が必要な場合	3つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランクAが2項目以上ある場合
1	－			管内の著しい劣化によって、流下能力がない、または道路陥没等の異常が顕在化している場合

出典：ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）P82

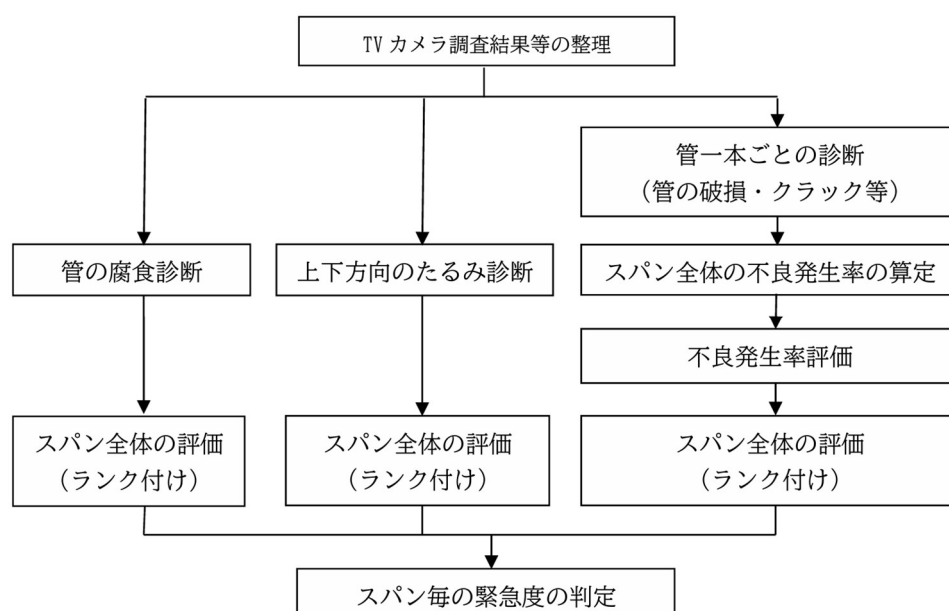
平成25年9月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部

緊急度の判定

緊急度は、対策が必要とされたものについて、その補修等の実施時期を定めるもので、次表に示すように、3つの評価項目(管の腐食、上下方向のたるみ、管の破損・クラック等管一本ごとの評価から算定する不良発生率に基づくランク※塩化ビニル管は管の腐食が該当しないため、2つの評価項目)におけるスパン全体の各ランクの数から判定する。

表－6 管きよの緊急度の判定基準

緊急度	区分	対応の基準	区分
I	重要	速やかな措置が必要な場合	表-5～7の3つの診断項目(管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク)におけるスパン全体のランクで、ランクAが2項目以上ある場合
II	中度	簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる	表-5～7の3つの診断項目(管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク)におけるスパン全体のランクで、ランクAが1項目もしくはランクBが2項目以上ある場合
III	軽度	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる	表-5～7の3つの診断項目(管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク)におけるスパン全体のランクで、ランクBが1項目もしくはランクCのみの場合
劣化なし	－	－	ランクCもない場合



スパン全体で評価する場合

異常の程度の診断では、1スパン全体に対して診断項目を評価する。

表－7 スパン全体の評価のランク付けと判定基準

診断項目	管種別該当項目		ランク (スパン全体で評価)			判定の基準
	鉄筋コンクリート管 等及び陶管	硬質塩化 ビニル管	重度	中度	軽度	
管の腐食	○	－	A	B	C	A：機能低下，異常が著しい B：機能低下，異常が少ない C：機能低下，異常が殆どない A，B，Cに該当しない場合は，異常なし等と判定する
上下方向のたるみ	○	○				

管1本ごとに評価する場合

異常の程度の診断は、まず管1本ごとに対して各診断項目を評価してランク付けを行い、次にそれを基にスパン全体の判定を行う。

表－8 管一本ごとの評価のランク付けと判定基準

診断項目	管種別該当項目		ランク (スパン全体で評価)			判定の基準
	鉄筋コンクリート管 等及び陶管	硬質塩化 ビニル管	重度	中度	軽度	
管の破損及び 軸方向クラック	○	○	a	b	c	a：劣化，異常が進んでいる b：中程度の劣化，異常がある c：劣化，異常の程度は低い a，b，cに該当しない場合は，異常なし等と判定する
管の円周方向 クラック	○	○				
管の継手ズレ	○	○				
偏平	－	○				
変形	－	○				
浸入水	○	○				
取付管の突出し	○	○				
樹木根侵入	○	○				

スパン全体の判定では、管1本ごとの評価に基づき、1スパン全体に対する不良管の割合(不良発生率)により定める。なお、判定の際は、以下の点を考慮する。

○管1本ごとの不良ランク別に不良発生率を評価し、その結果に基づきスパン全体のランクを判定し、最上位の評価ランクを当該スパンの評価とする。

- スパン全体の「管の破損」、「管の継手ズレ」のランク a が1箇所でもある場合、道路陥没等の社会的影響が想定されることから、表－7の判定基準とは別にランクAとする。
- 同一箇所で複数の不良が発生している場合には、最上位の評価ランクのみをカウントする。
- 硬質塩化ビニル管については、「管の破損 a」かつ「偏平 b」がある場合、既にピークひずみに達していると判断し、スパン全体をランクAと判定する。

表－9 不良発生率によるスパン全体のランク付けと判定基準

ランク (スパン全体での評価)	判定の基準 (不良発生率)
A	「a ランク 20%以上」もしくは「a ランク+b ランク 40%以上」
B	「a ランク 20%未満」もしくは「a ランク+b ランク 40%未満」 もしくは「a ランク+b ランク+c ランク 60%以上」
C	「a ランク, b ランクがなく, c ランク 60%未満」

不良発生率は次の式で求める。

不良発生率 = (a、b、c ランクごとの合計本数 / 1スパンの管きょ本数) × 100 (%)

出典：下水道維持管理指針実務編 2014 年版 p112～p117 公益社団法人 日本下水道協会

【別紙 1 4】 写真撮影箇所及び要領

第1章 総則

(適用範囲)

1. この要領は、福井市上下水道局(以下「当市」という。)が発注する下水道管路施設包括的維持管理業務委託(以下「本業務」という。)に適用する。
2. 本業務の施工にあたっては本要領によるほか、特別な定めがない事項については当市で定めた福井市土木共通仕様書及び令和7年7月に定めたグラウンドマンホール施工品質基準書に準じて行うものとする。
3. 受注者は本業務施工中、設計図書等について疑義が生じたときは市と協議すること。

第2章 安全管理等

(安全確保)

1. 本業務はマンホール上での工事のため、作業員が転落しないように十分注意すること。又、万一転落しても安全な対策を講じて施工をすること。
2. マンホールに出入りし、又は内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示にしたがい、酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
3. 受注者は気象状況に十分注意し、大雨等による出水が予想されたり、発生した場合はただちに作業を中止すること。
4. 施工の際には、交通事故等が発生しないように十分注意するとともに道路使用許可に基づき、所定の標識、立看板、注意灯、安全柵等及び交通整理員の配置を適切に行い、交通の安全をはかり、事故や危険の防止に努めること。

第3章 マンホール鉄蓋取替工

(一般事項)

1. 施工については四角開削施工とする。
2. 施工前に現地調査を行い、設計図書のとおり施工が可能か、また、マンホールに損傷がないか確認し、その結果を市に報告し、承諾を得て施工すること。また、水道・ガス等の地下埋設物の埋設位置の確認を行い、破損しないよう施工中も十分気をつけること。支障がある場合は、速やかに市と協議すること。
3. 施工にあたり、マンホール内へ舗装ガラ、土砂等が落下しないように必要な措置をすること。尚、舗装ガラ、土砂等を落下させた場合は、速やかに除去し、それにより生じた損傷等は受注者の責任で復旧すること。
4. 埋め戻し材の締め固めはタンパーランマー及びプレートコンパクタを併用して使用し、十分に転圧すること。尚、その日に本復旧又は仮復旧を行い路盤安定後、市が指示する舗装構成により舗装復旧を行うこと。

5. 調整リング、鉄蓋受枠、在来の路盤及び舗装との接着接合は堅固となるように十分注意して施工すること。また、調整リング間にはシーリング剤を塗布すること。
6. 取替する鉄蓋の蝶番の位置は既設足掛金物の位置と合わせることを。

(調整部材及び特殊舗装材)

1. 使用する材料は、事前に品質を証明する資料を提示し、監督職員の承諾を得て使用すること。
2. 四角開削施工の調整部材は、ほぼ 1.5 時間以内に固化し、圧縮強度は 1 日後で 29.4N/mm²以上で、流下値(J14 ロート)は 6±2 秒以下とする。又、その材料の品質管理は 20 箇所、1 箇所の割合でテストピースを作成し、圧縮強度の測定を行い、報告書を作成し監督職員に提出すること。
3. 本工事に使用した材料の量が確認できるように空袋の写真を撮影し、使用数量整理表とともに提出すること。
4. 特に特殊舗装材を使用した場合は仕上がりを確認したうえで交通開放をするものとする。尚、気温等の影響により固化に時間を要する場合は温風加熱等の養生を行う等、適切な処置を講ずるものとする。
5. 斜壁との緊結は、路面との高さ調整を正確に行い、確実な施工をすること。

第4章 工事写真及び出来形

福井市及び福井市上下水道局事業部で定めた土木工事施工管理基準に準ずる他、次表による。尚、管理内容の詳細については施工計画書で示し、市の承諾を得ること。

写真撮影箇所及び要領

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	施 工 前	G L 下がり計測（斜壁上部から計測）
2	舗 装 切 断	使用機械と切断作業中のもの
3	取 壊 し	舗装及びリング等使用機械と作業中のもの
4	施 工 深	舗装等の残材を撤去後、路面との施工深が判る写真
5	緊 結	削孔・アンカー打ち込み・ボルト設置等の緊結の状況
6	枠・リング設置	リング種類及び、枚数が判る写真
7	調 整 部 材	現場練り・打設及び敷き均し・テストピース作成状況
8	特殊舗装及び舗装	打設及び敷き均し状況、施工厚さの確認・表面仕上げ状況
9	施 工 後	G L 下がり計測（斜壁上部から計測）
10	施 工 後	路面と鉄蓋との高さの差異

第5章 その他

1. 本業務に使用する鉄蓋及び同受枠は当市が定めた仕様のもを使用すること。
2. 本業務に際して営業活動の妨害にならないよう、出来るだけ配慮すること。
3. 受注者は、発注者が取組む環境活動に配慮して受注業務を行うこと。
4. 竣工図については、完成日までに市に提出すること。

【別紙 15】 住民対応業務 月間一覧表

受付 番号	対応種別	受付日	受付者	通報者 氏名	連絡先	発生住所	通報内容	対応者	対応内容	現地 確認日	処理 完了日
	☐ 電話対応のみ ☐ 現場対応あり ☐ 報告書作成あり										
	☐ 電話対応のみ ☐ 現場対応あり ☐ 報告書作成あり										
	☐ 電話対応のみ ☐ 現場対応あり ☐ 報告書作成あり										
	☐ 電話対応のみ ☐ 現場対応あり ☐ 報告書作成あり										
	☐ 電話対応のみ ☐ 現場対応あり ☐ 報告書作成あり										

【別紙１６】 各苦情等対応内容報告書（位置図、写真添付）

受付番号		対応種別	☐ 電話対応のみ ☐ 現場対応あり ☐ 報告書作成あり		
受付日		受付者			
通報者氏名		連絡先		発生住所	
通報内容	・ ・ ・				
対応者					
対応内容 (時系列順に記載)	① ② ③				
位置図・写真添付					
現地確認日	令和 年 月 日				
処理完了日	令和 年 月 日				

【別紙 17】 月間作業一覧表

発注 番号	住民対応業務 受付番号	地域	発生日	施工場所	施工内容	施工業者	道路使用許可		発注担当者	見込工事額 (税込み)	現場完了日
							種別	許可日			
							☐ 通常 ☐ 緊急				
							☐ 通常 ☐ 緊急				
							☐ 通常 ☐ 緊急				
							☐ 通常 ☐ 緊急				
							☐ 通常 ☐ 緊急				

【別紙 18】 各工事概要説明書

発注番号
—

工 事 概 要 説 明 書

工 事 名		施工場所	福井市	地係
施工内容	内容		数量	
	〔 原因 〕 本管 陥没 閉塞 破損 その他() 取付管 陥没 閉塞 破損 その他() 人孔鉄蓋 段差 破損 老朽 その他() 他工事 改良 舗装 その他() 申請 樹移除 外→内 樹撤去 樹取替 その他() その他 ()			
工事着工日		工事完成予定日		
備 考				
位置図・管路図	別紙参照			

【別紙 19】 各工事報告書

下水道補修工事

()

人孔鉄蓋取替工 No.1

平面図

W=

H=

鉄蓋

鉄蓋 直径φ700 $A=3.14/4 \times (0.0 \times 0.0) = 0.00\text{m}^2$
リング外径φ620 $A=3.14/4 \times (0.0 \times 0.0) = 0.00\text{m}^2$
リング体積φ620 $A=3.14/4 \times (0.0 \times 0.0) = 0.00\text{m}^2$

断面図

人孔鉄蓋
T-25 φ600 除対型(新次世代)

掘削

調整リング H-150×0

M-40

RC-40

無収縮モルタル t=00mm

位置図

As舗装切断工(t=000mm)
L=0.00×0=0.00m
As舗装取壊工(t=000mm)
A=0.00×0.00=0.00m²
V=(0.00×0.00-0.00)×0.00=0.00m³
Co取壊般
V=0.00×0.00=0.00m³
般運搬処理工
V=0.00+0.00=0.00m³
As舗装復旧工(仮復旧 t=00mm)
A=0.0×0.00=0.00m²

掘削工
V=(0.00×0.00-0.00)×0.00=0.00m³
発生土運搬処理工
V=(0.00×0.00-0.00)×0.00=0.00m³

M-40 埋戻
V=(0.00×0.00-0.00)×0.00=0.00m³

マンホール鉄蓋調整工
(ブロック調整含む) 0箇所

購入品
人孔鉄蓋
T-25 φ600 除対型(新次世代) 0組
調整リング H-150 0個
緊結部材 0組
無収縮モルタル 0袋
交通誘導員B 0人
資材運搬工 0回

施工年度	令和	年度
工事名		
施工場所	福井市	地係
縮尺	枚数	/

【別紙 20】 巡視記録表

【別図1】委託対象位置図

縮尺=FREE

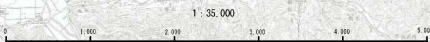
凡 例	
	行政区域
	市街化区域
	処理分界線
	単独公共下水道(境処理区、合流式)
	単独公共下水道(日野川処理区、合流式)
	単独公共下水道(日野川・清水東部、分流式)
	流域関連公共下水道
	特定環境保全公共下水道
	処理施設
	主要な幹線
	農業集落排水等
	浄化槽(市町村設置型)
	浄化槽(個人設置型)等
着色なし	北陸自動車道
	国道路線
	鉄道路線

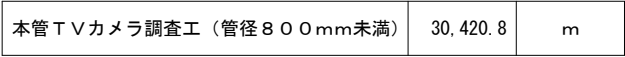
事業計画の処理区域面積				単位: ha	
事業別	処理区	排水方式	排水区域	面積	
単独公共下水道	境処理区*	合流式	境北	462.8	
			境南	176.4	
			左近河原・小山谷	56.7	
			西部第一	150.9	
			計	851.9	
	日野川処理区	合流式	下北野	29.4	
			北部(二宮)	177.4	
			新屋・大蔵寺	56.4	
		分流式	北部(三宮)	51.8	
			東部第一	126.1	
			東部第二	113.4	
		分流式	小計	558.5	
			境北	1,602.7	
			境南	2,013.7	
			小計	3,616.4	
			計	4,174.9	
清水東部処理区	分流式	計	146.5		
		合計	5,173.3		
公共下水道	第一処理分区分	分流式	計	561.2	
	第二処理分区分		計	64.6	
	第三処理分区分		計	57.5	
特定環境保全公共下水道	農業集落排水区	分流式	計	683.2	
	奥山処理区		計	106.8	
	清水西部処理区		計	54.3	
事業計画処理区域面積				合計	263.8
事業計画処理区域面積				合計	6,120.4

*境・日野川処理区は、敷設年度により「第1次」境北、境南(合流)、「第2次」加茂河原・小山谷、下北野、「第3次」西野第一・東部第一、東部第二、新屋・大蔵寺、北部、「第4次」境北、境南(分流)に区分する。
*東部第二を第四区画のための、合流式と数え込む場合がある。

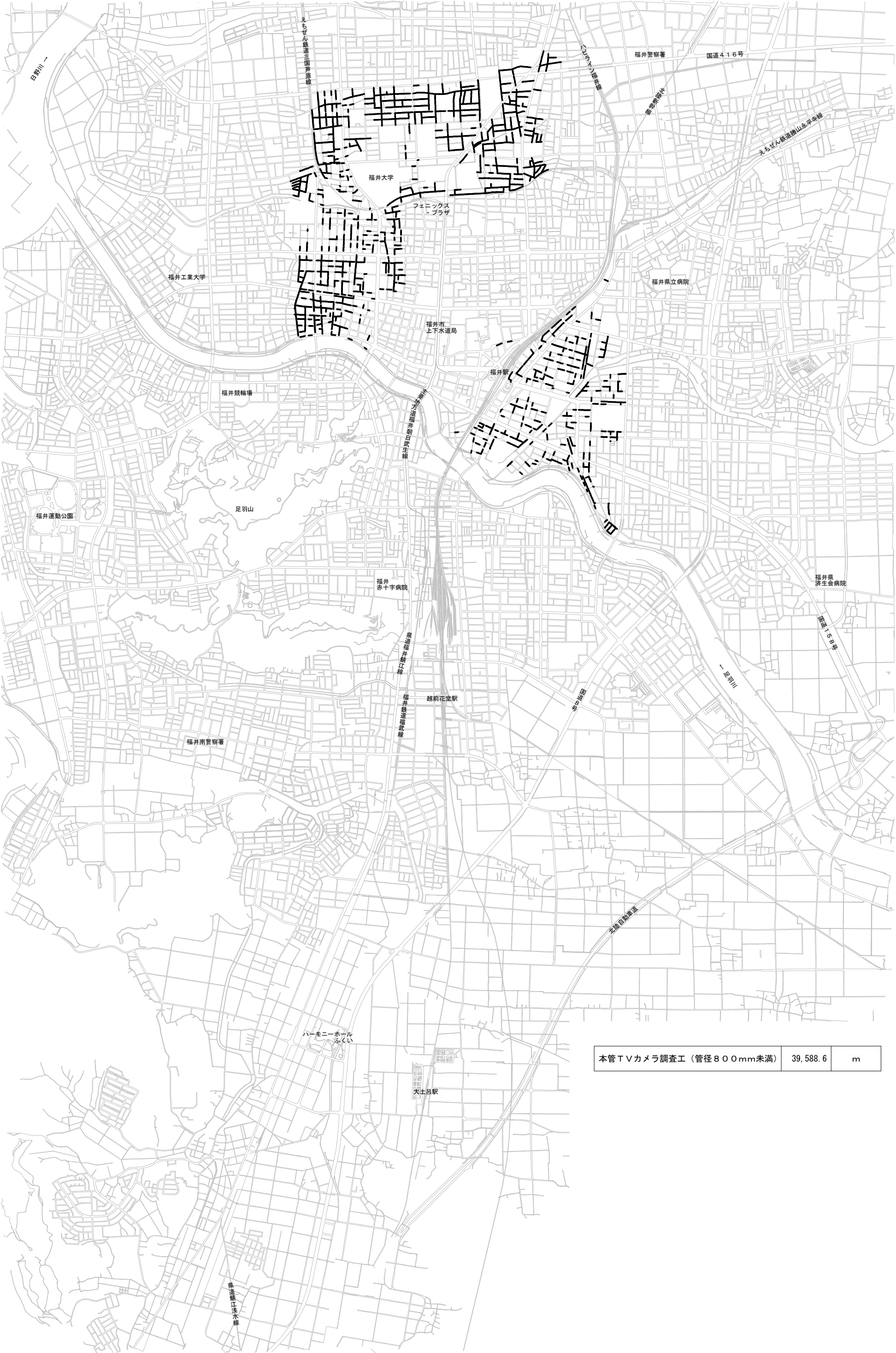
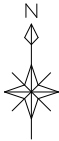
※境・日野川処理区は、事業年度により「第一区」境北、境南(合流)、「第二区」境北、境南、北部、南部(合流)、「第三区」境北、境南(分流)に区分する。
※表示単位未満四捨五入のため、合計値と一致しない場合がある。

位置図



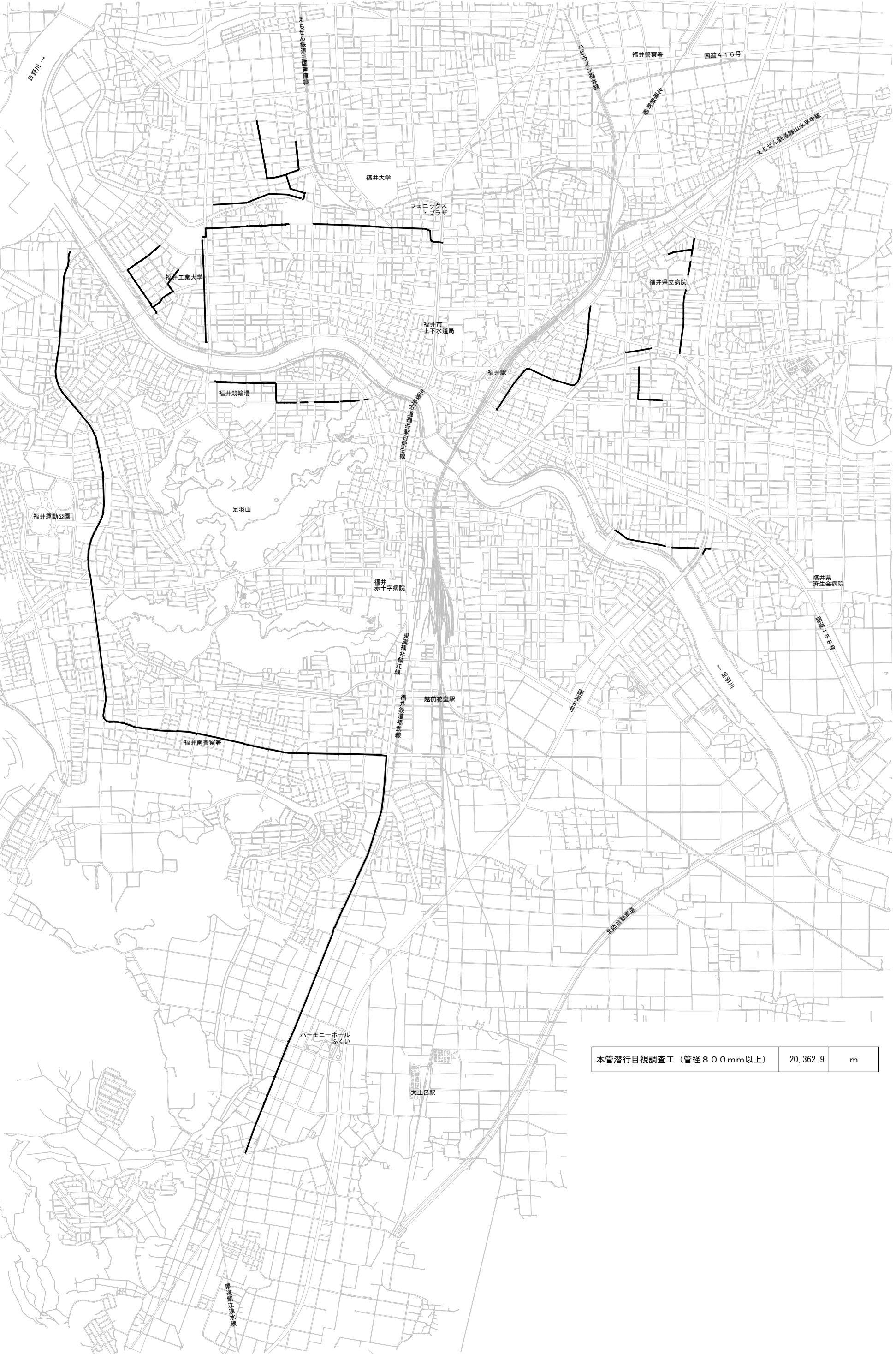
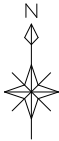


【別図2－2】 本管TVカメラ調査業務（管径800mm未満） 位置図（令和10年度）



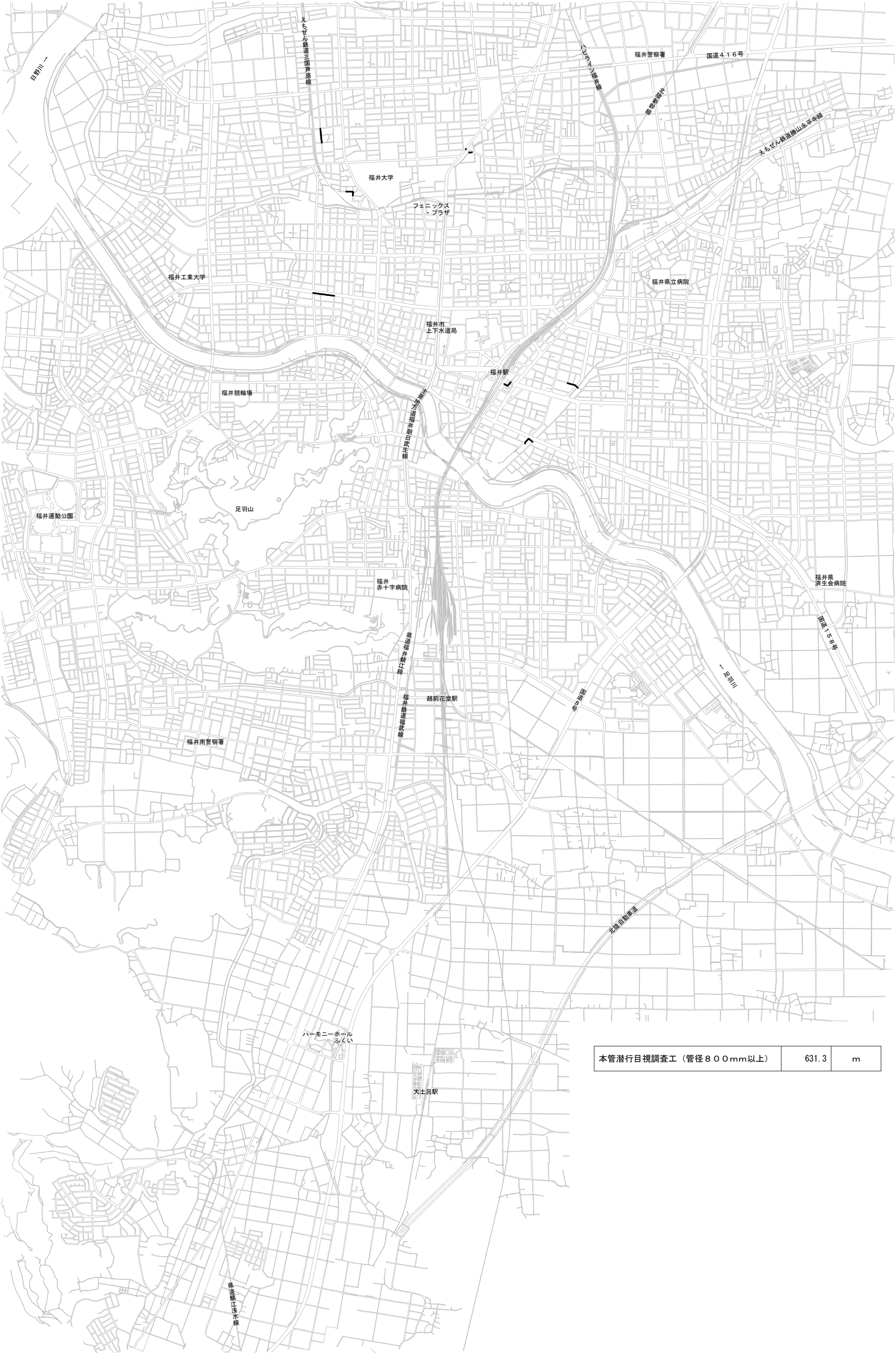
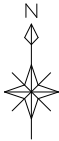
本管TVカメラ調査工（管径800mm未満）	39,588.6	m
-----------------------	----------	---

【別図2－3】 本管潜行目視調査業務（管径800mm以上） 位置図（令和9年度）



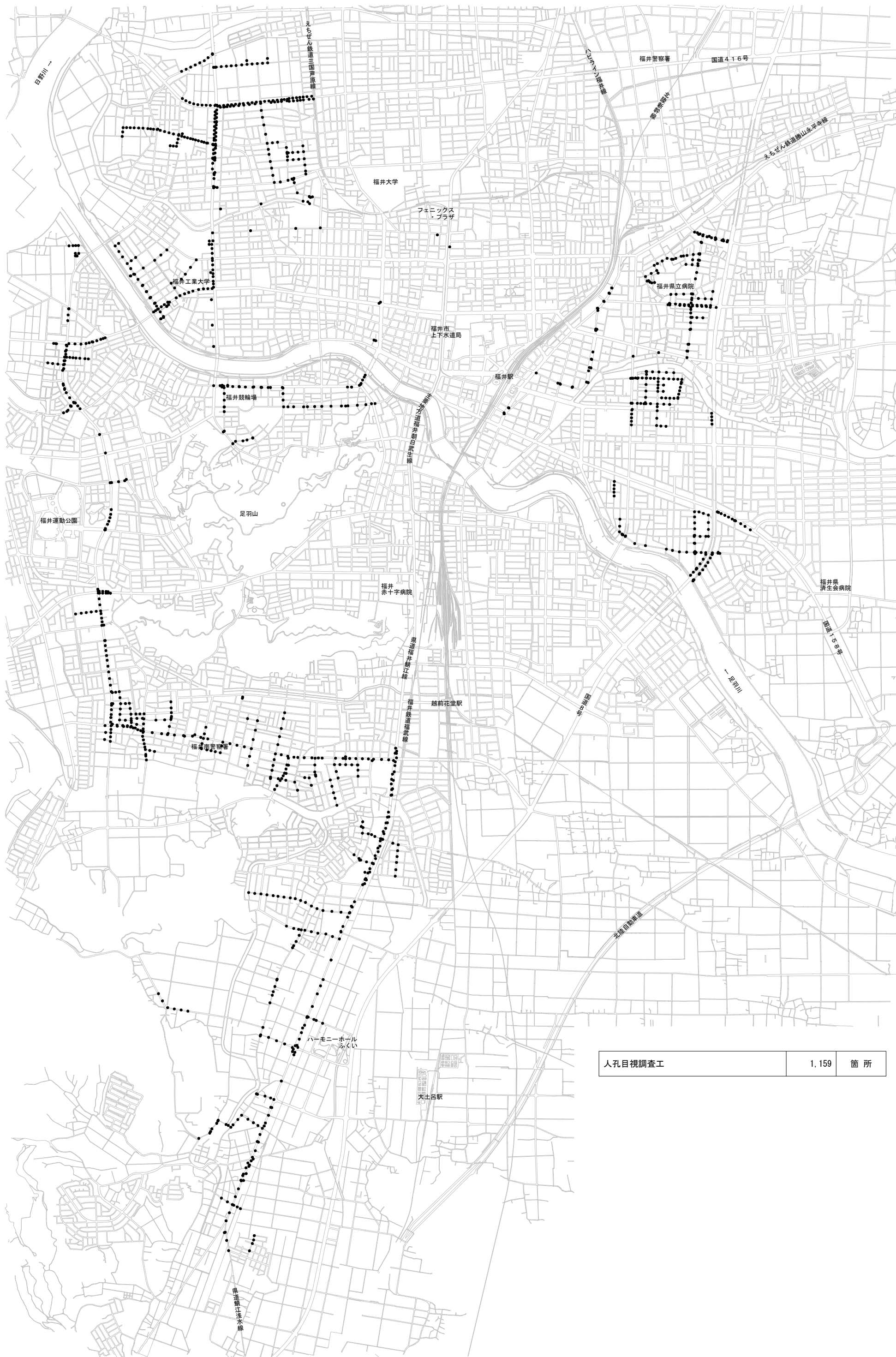
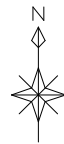
本管潜行目視調査工（管径800mm以上）	20,362.9	m
----------------------	----------	---

【別図2－4】 本管潜行目視調査業務（管径800mm以上） 位置図（令和10年度）



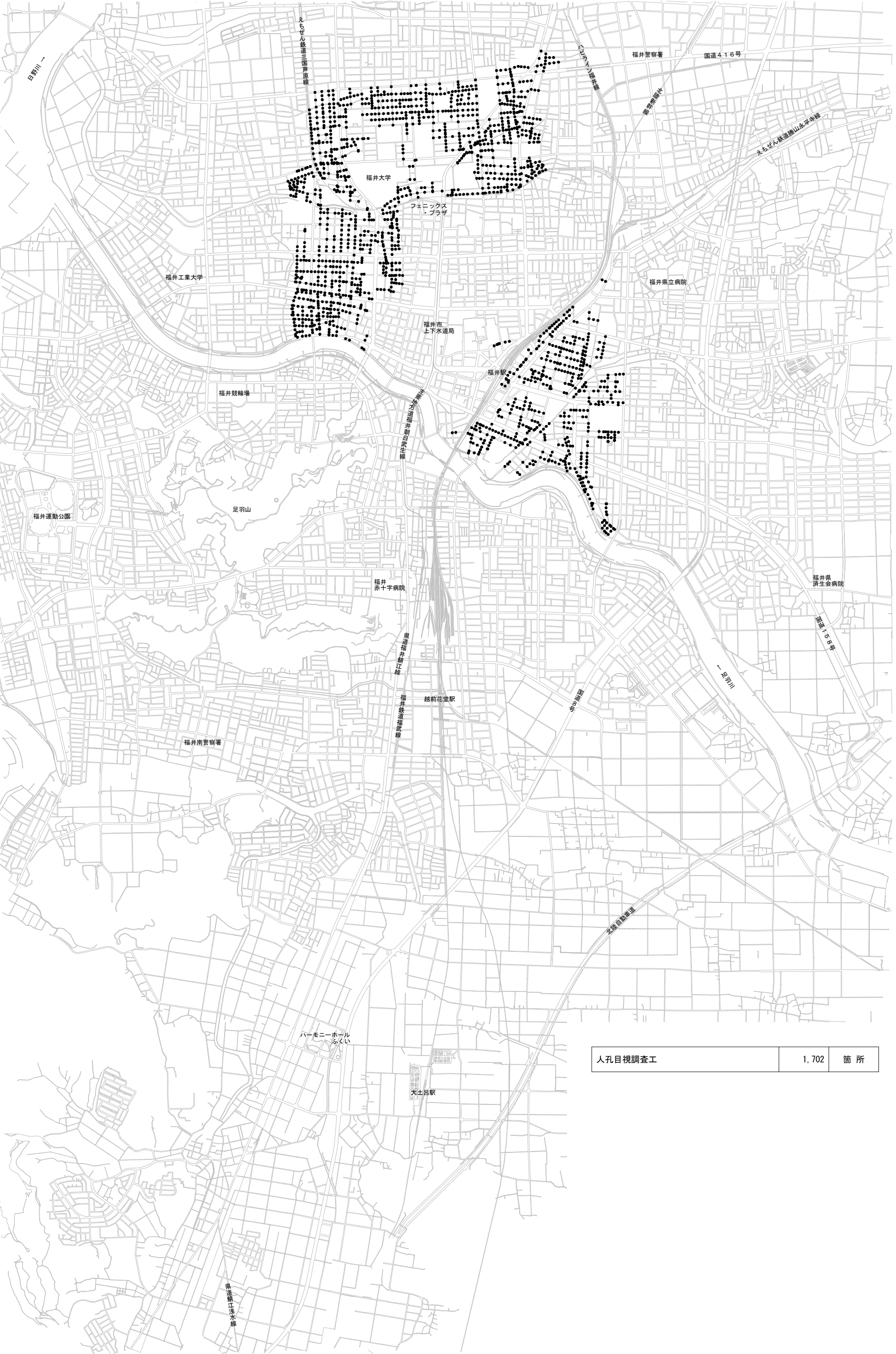
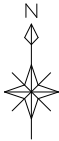
本管潜行目視調査工（管径800mm以上）	631.3	m
----------------------	-------	---

【別図 2-5】 人孔目視調査業務 位置図（令和 9 年度）



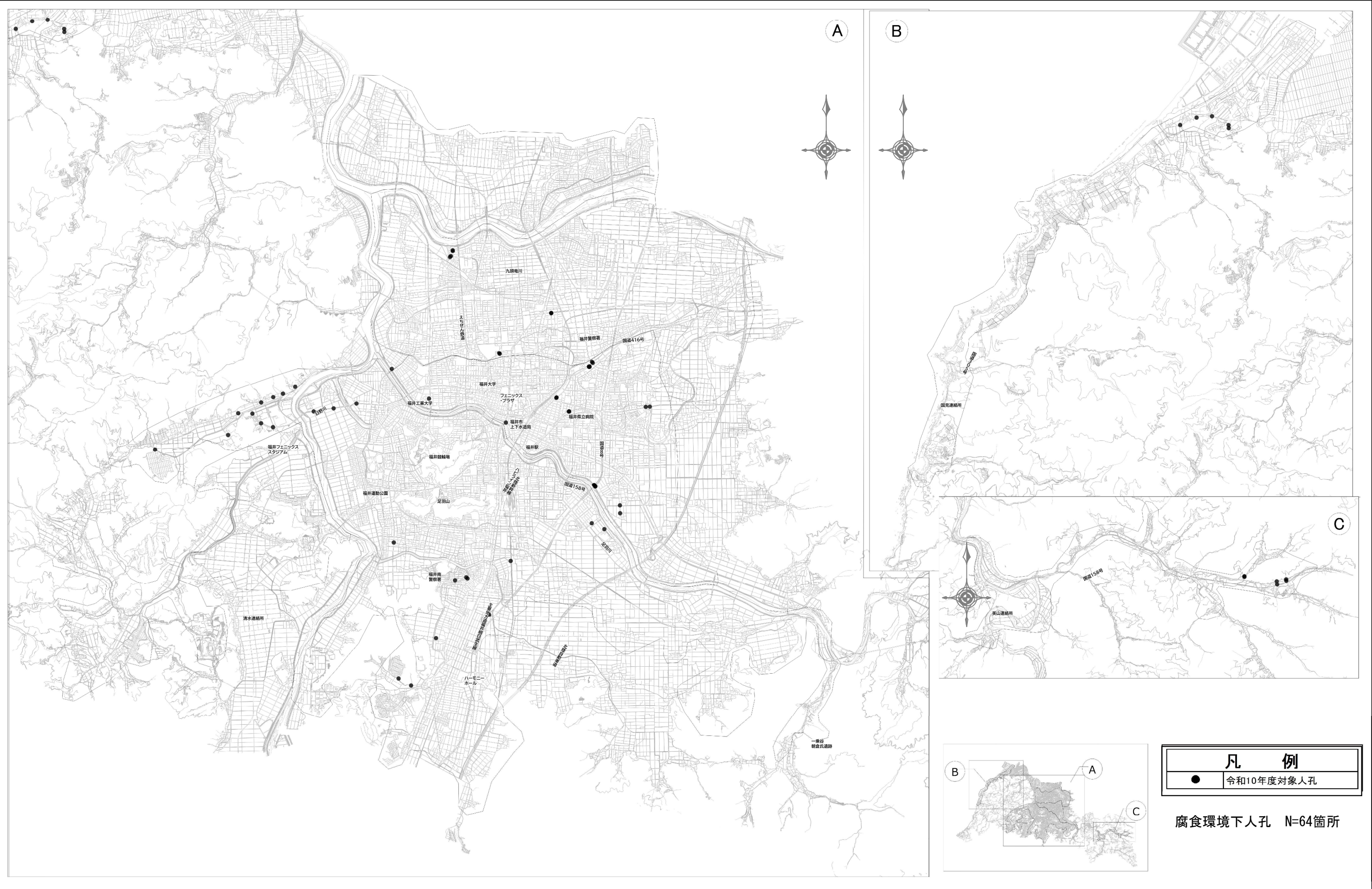
人孔目視調査工	1, 159	箇所
---------	--------	----

【別図2－6】 人孔目視調査業務 位置図（令和10年度）



人孔目視調査工	1,702	箇所
---------	-------	----

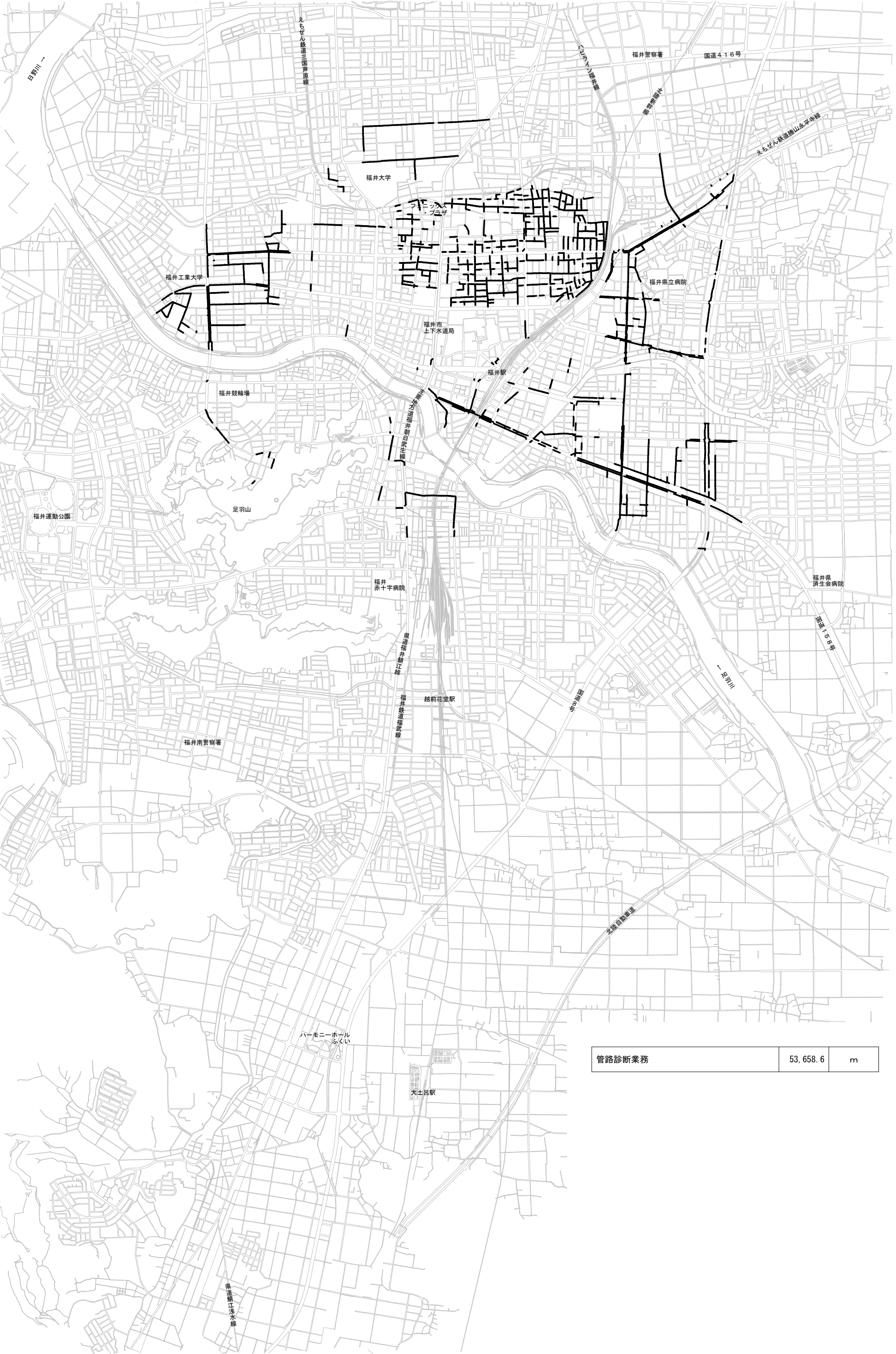
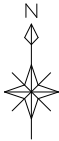
【別図2-8】 人孔目視調査業務(腐食環境下) 位置図 (令和10年度)



【別図2－8】 人孔目視調査業務(腐食環境下) 位置図 (令和10年度)

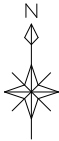


【別図3－1】 管路診断業務 位置図（令和9年度）



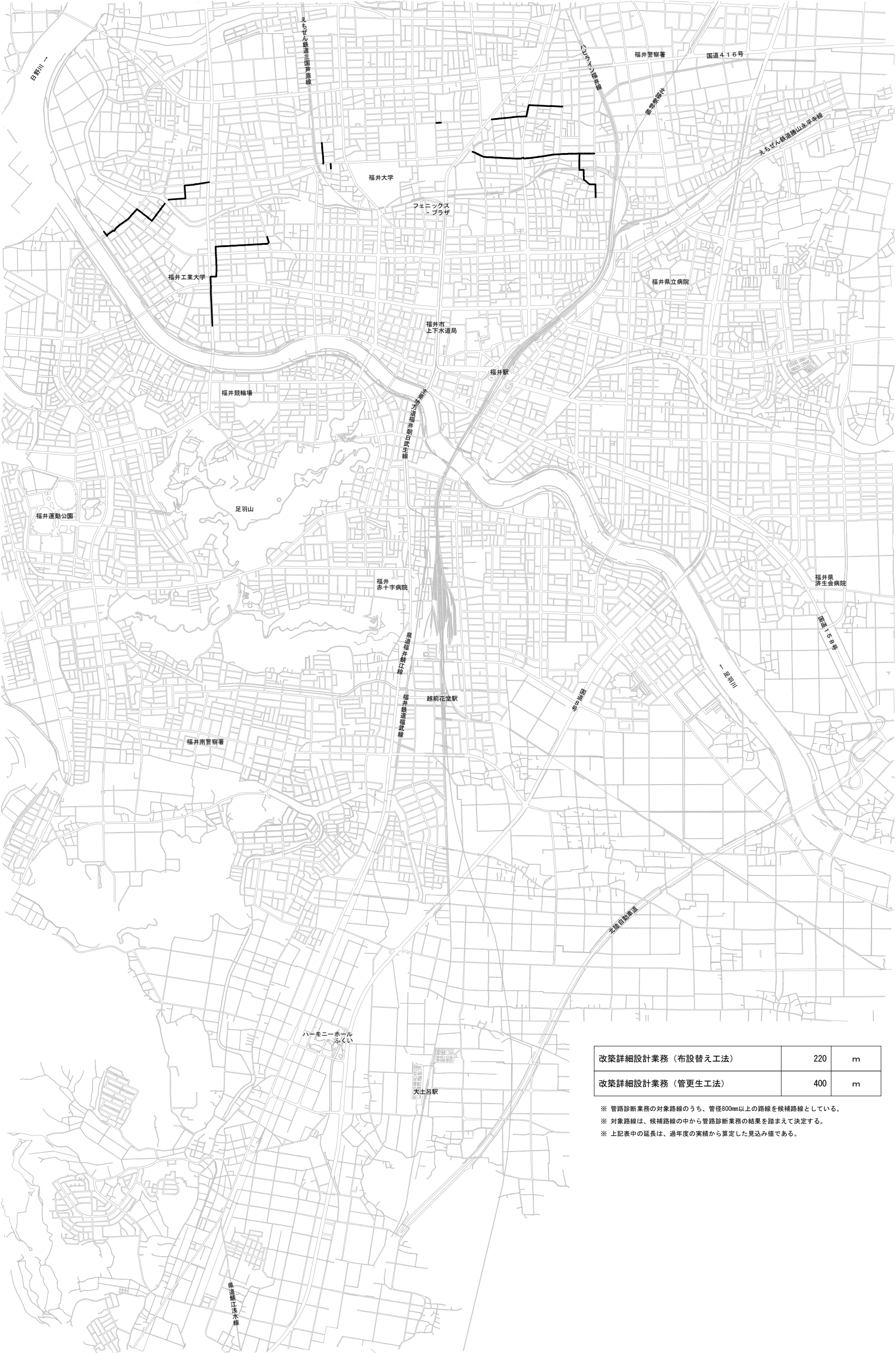
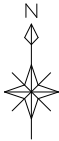
管路診断業務	53,658.6	m
--------	----------	---

【別図3－2】 管路診断業務 位置図（令和10年度）



管路診断業務	50,783.7	m
--------	----------	---

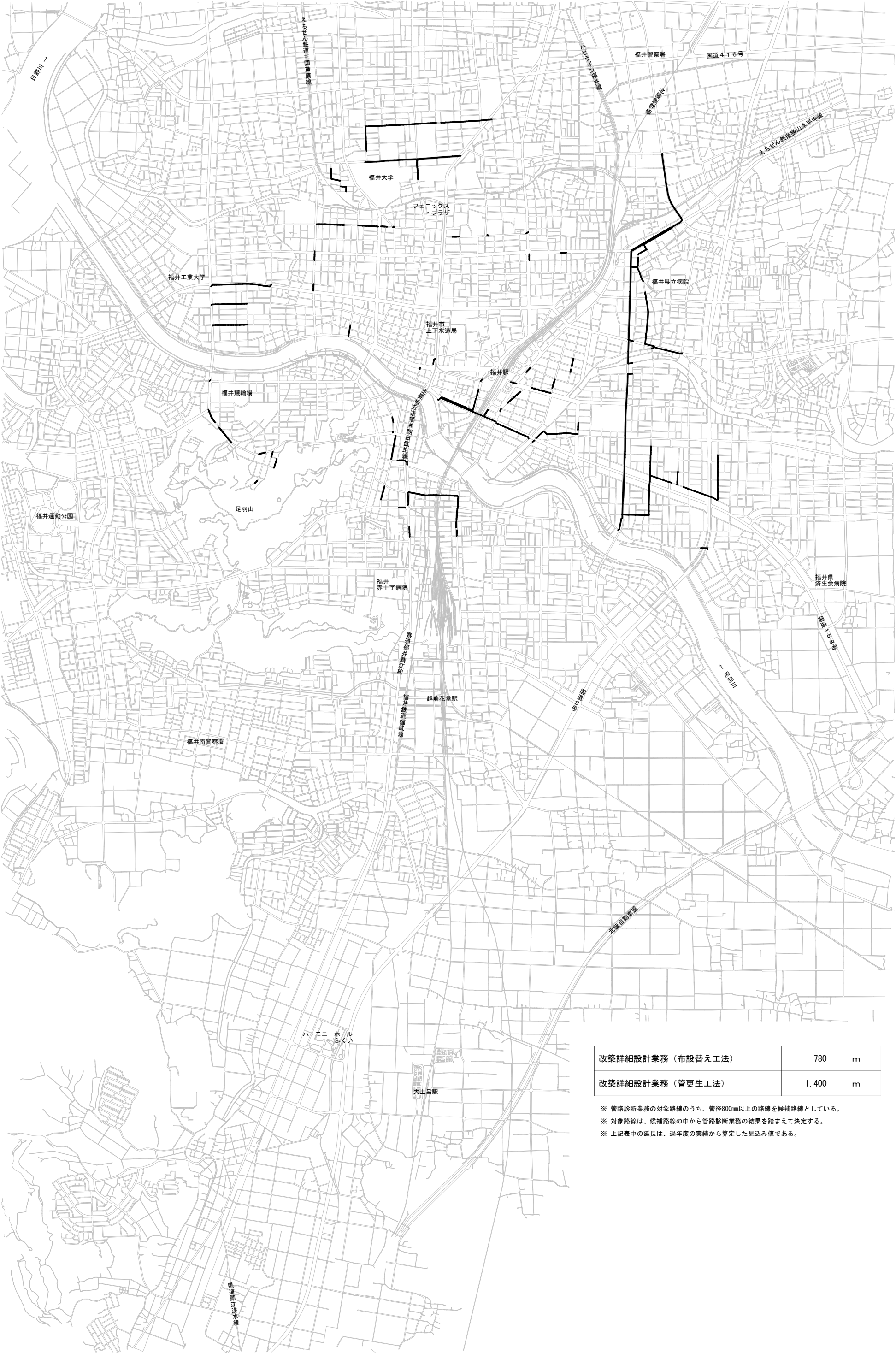
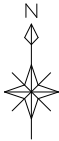
【別図4－1】 改築詳細設計業務 位置図（候補路線）（令和9年度）



改築詳細設計業務（布設替え工法）	220	m
改築詳細設計業務（管更生工法）	400	m

※ 管路診断業務の対象路線のうち、管径800mm以上の路線を候補路線としている。
※ 対象路線は、候補路線の中から管路診断業務の結果を踏まえて決定する。
※ 上記表中の延長は、過年度の実績から算定した見込み値である。

【別図4－2】 改築詳細設計業務 位置図（候補路線）（令和10年度）



改築詳細設計業務（布設替え工法）	780	m
改築詳細設計業務（管更生工法）	1,400	m

※ 管路診断業務の対象路線のうち、管径800mm以上の路線を候補路線としている。
※ 対象路線は、候補路線の中から管路診断業務の結果を踏まえて決定する。
※ 上記表中の延長は、過年度の実績から算定した見込み値である。

【別図5】人孔鉄蓋更新工 位置図



(単位：箇所)

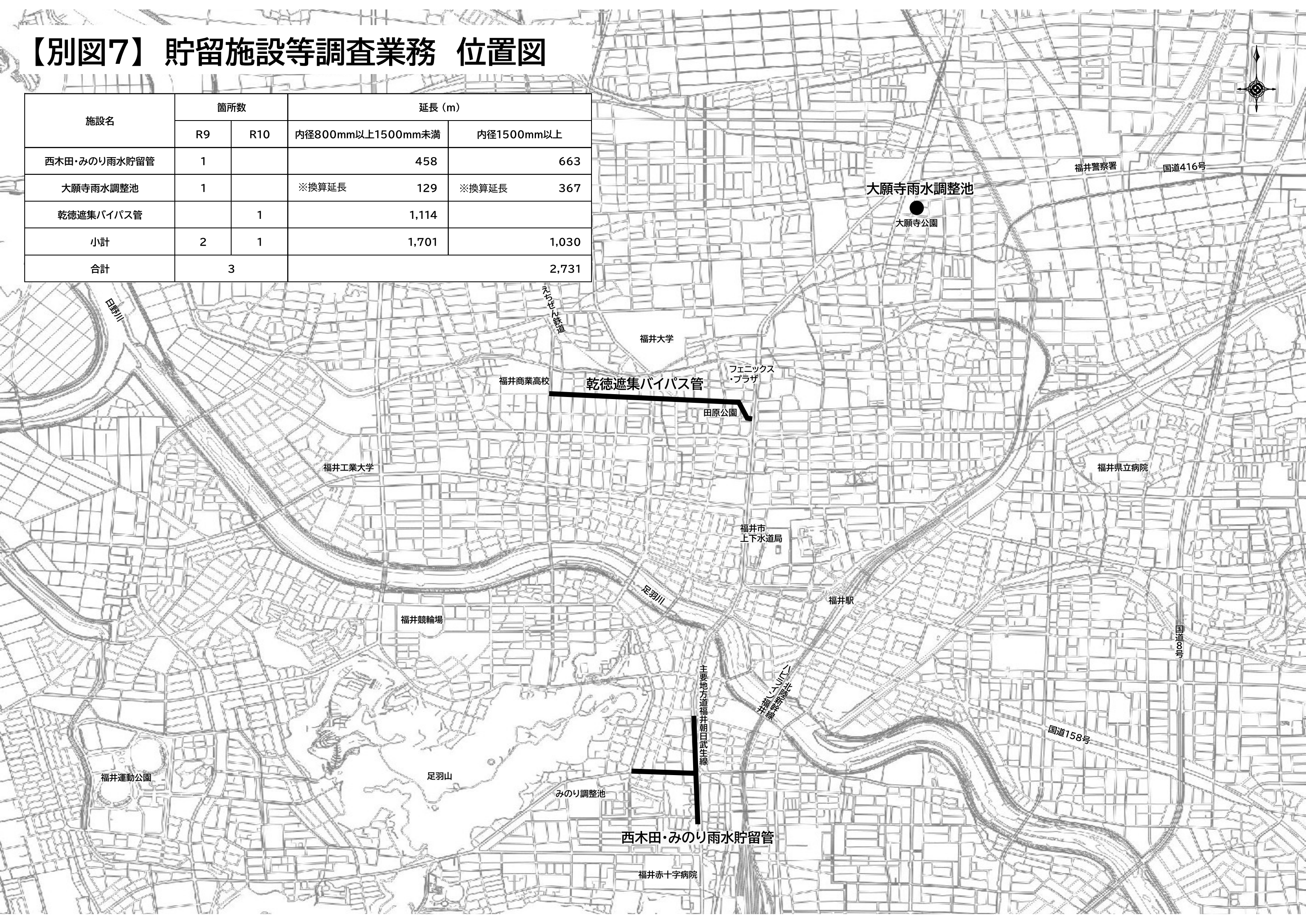
鉄蓋種類		R9	R10
	T-25(新次世代型)	200	200
	T-14(新次世代型)	160	160
舗装構成	T-14(一般)	40	40
	L 交通	240	240
	B 交通	80	80
	C 交通	40	40
	歩道	40	40

4月～11月に月2回実施

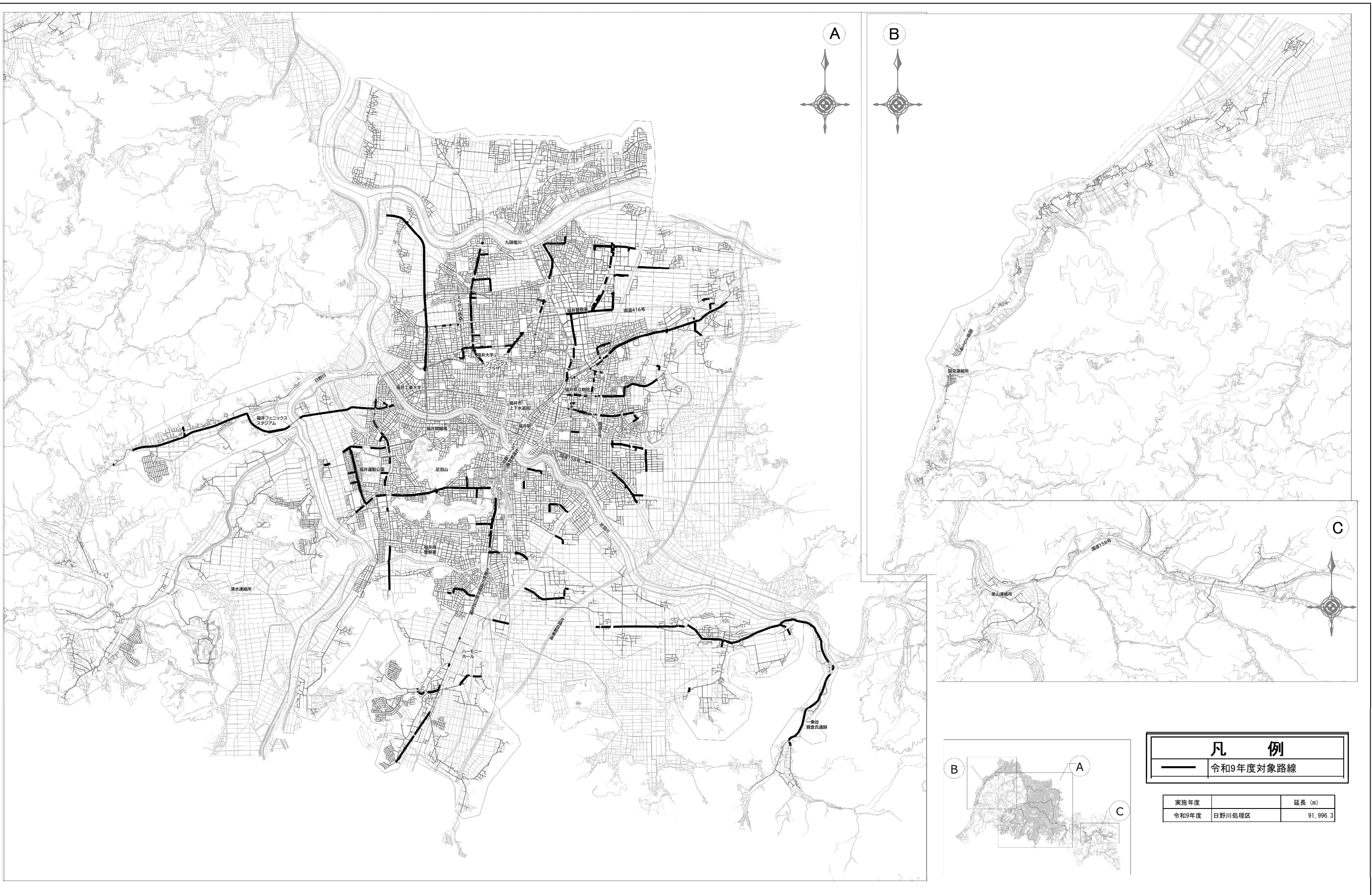


【別図7】 貯留施設等調査業務 位置図

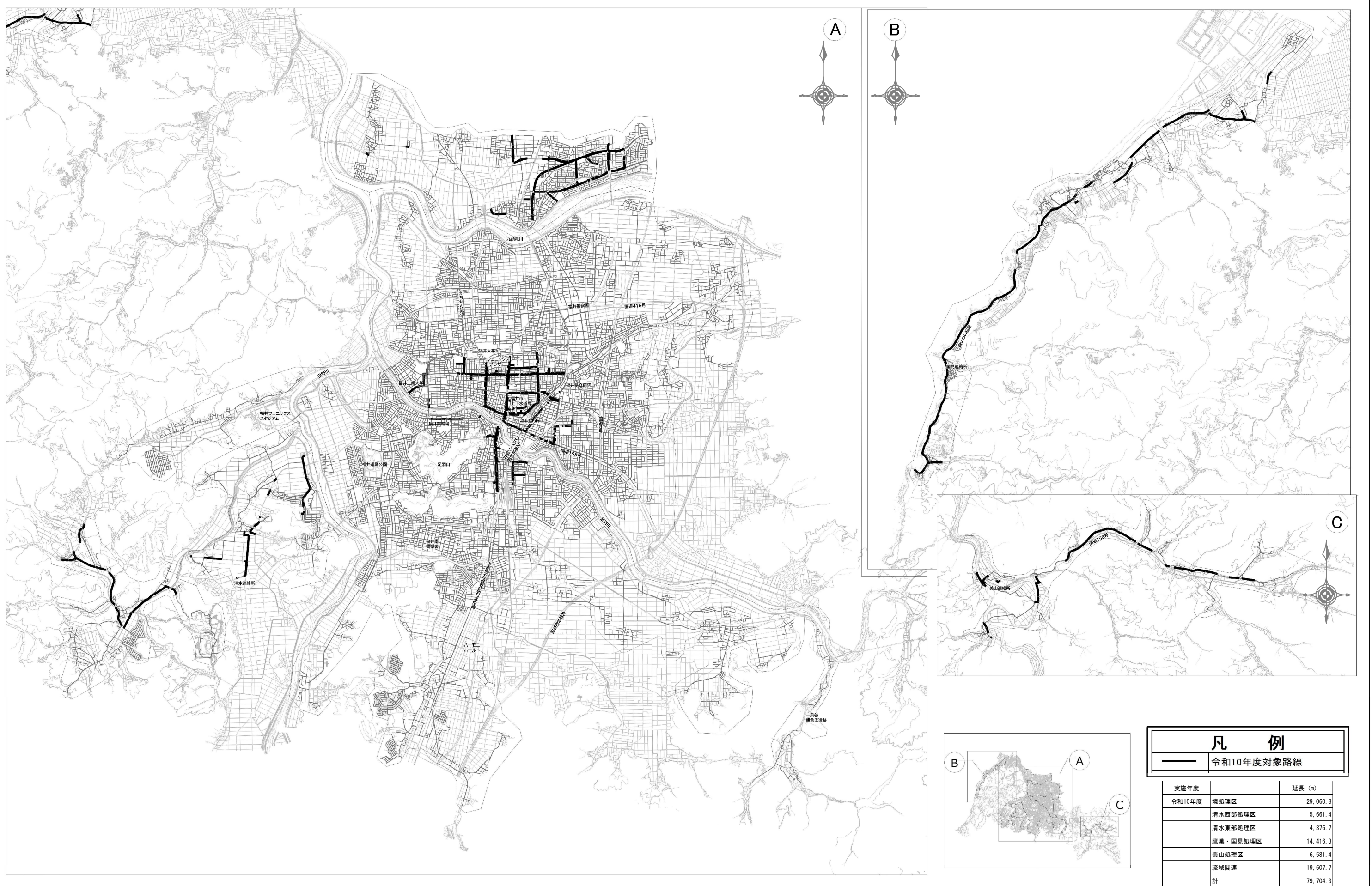
施設名	箇所数		延長 (m)	
	R9	R10	内径800mm以上1500mm未満	内径1500mm以上
西木田・みのり雨水貯留管	1		458	663
大願寺雨水調整池	1		※換算延長 129	※換算延長 367
乾徳遮集バイパス管		1	1,114	
小計	2	1	1,701	1,030
合計	3		2,731	



【別図8-1】 巡視工 位置図（令和9年度）



【別図8-2】 巡視工 位置図（令和10年度）

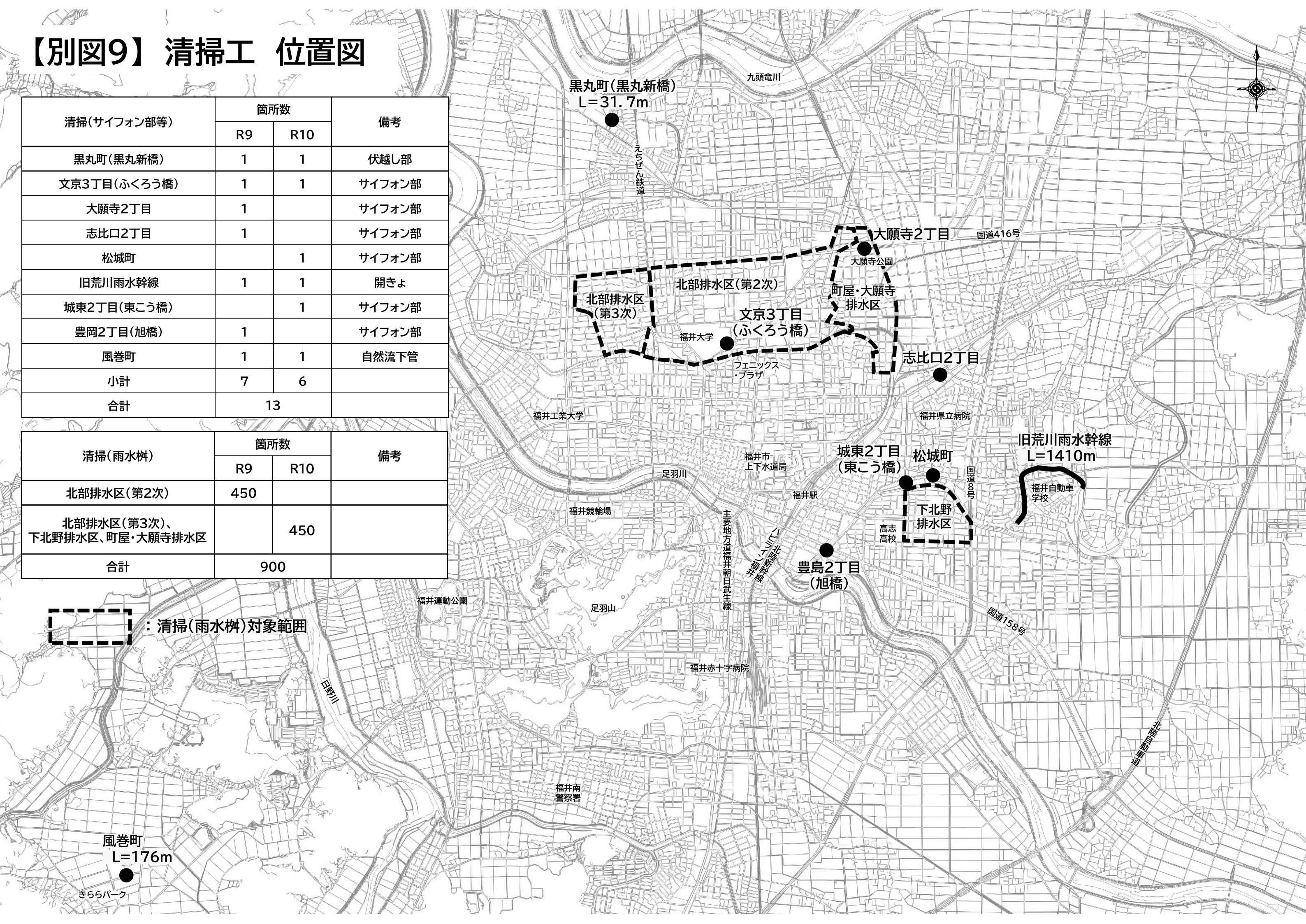


【別図9】 清掃工 位置図

清掃(サイフォン部等)	箇所数		備考
	R9	R10	
黒丸町(黒丸新橋)	1	1	伏越し部
文京3丁目(ふくろう橋)	1	1	サイフォン部
大願寺2丁目	1		サイフォン部
志比口2丁目	1		サイフォン部
松城町		1	サイフォン部
旧荒川雨水幹線	1	1	開きよ
城東2丁目(東こう橋)		1	サイフォン部
豊岡2丁目(旭橋)	1		サイフォン部
風巻町	1	1	自然流下管
小計	7	6	
合計	13		

清掃(雨水桧)	箇所数		備考
	R9	R10	
北部排水区(第2次)	450		
北部排水区(第3次)、 下北野排水区、町屋・大願寺排水区		450	
合計	900		

：清掃(雨水桝)対象範囲



箇所名	箇所数		除草面積 (m2)
	R9	R10	
日光2丁目(玉川)	1	1	920
淵3丁目(淵雨水1号幹線)	1	1	630
恐神町	1	1	240
大町	1	1	450
小計	4	4	2240
合計	8		4480

